

伊 勢 市 公 報

第 107 号
平成 22 年 4 月 20 日
火 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則	3
○ 伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則	5
○ 伊勢市子ども手当事務取扱規則	19
○ 伊勢市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則	30
病院事業管理規程	
○ 市立伊勢総合病院看護職員就職準備資金交付規程	40
○ 市立伊勢総合病院事務分掌規程の一部を改正する規程	48
○ 伊勢市病院企業職員就業規程の一部を改正する規程	50
○ 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	58
告 示	
○ 農業集落排水事業使用料の収納に関する事務の委託について	60
○ 平成 22 年度当初予算、補正予算及び平成 21 年度補正予算の公表について	62
○ 地縁による団体の認可について	162
○ 道路の供用開始について	164
○ 市道の路線の認定について	165
○ 道路の区域の変更について	167
○ 市道の路線の廃止について	168
○ 市道の路線の認定について	170
○ 地縁団体「下野町自治区」の代表者変更に伴う告示について	172
○ 地縁団体「上條自治区」の代表者変更に伴う告示について	173
○ 地縁団体「横輪町町内会」の代表者変更に伴う告示について	174
○ 地縁団体「横輪町自治会」の代表者変更に伴う告示について	175
○ 地縁団体「村松町会」の代表者変更に伴う告示について	176
○ 平成 22 年 3 月末財政状況公表の調製並びに公表について	177
○ 道路の区域の決定について	183
○ 道路の供用開始について	185
○ 道路の供用開始について	187
○ 道路の区域の決定について	188
○ 道路の供用開始について	190
豊浜土地改良区総代選挙第 1 選挙区選挙長告示	
○ 豊浜土地改良区総代選挙第 1 選挙区選挙長関係	
・ 候補者の届出について	192
・ 無投票の確定について	194
・ 選挙会の日時及び場所について	195
豊浜土地改良区総代選挙第 2 選挙区選挙長告示	
○ 豊浜土地改良区総代選挙第 2 選挙区選挙長関係	
・ 候補者の届出について	196
・ 無投票の確定について	197
・ 選挙会の日時及び場所について	198

選挙管理委員会告示

- 伊勢市岡本町財産区議会議員選挙関係
 - ・ 選挙人名簿の選挙時登録の登録基準日等を定めることについて 199
 - ・ 候補者届出書等の提出場所について 200
- 永久選挙人名簿関係
 - ・ 永久選挙人名簿登録者の縦覧場所について 201
- 豊浜土地改良区総代選挙関係
 - ・ 選挙期日等について 202
 - ・ 選挙長の行う告示の方法について 203
 - ・ 候補者届出書等の提出場所について 204
 - ・ 候補者届出書等の様式について 205
 - ・ 投票用紙等に押すべき印について 206
 - ・ 選挙長及び同職務代理者の選任について 207
 - ・ 選挙立会人の選任について 208
 - ・ 投票用紙の様式について 209
 - ・ 当選した者の氏名及び住所について 211

上下水道告示

- 水道料金及び下水道使用料等の収納に関する事務の委託について 213
- 下水道事業受益者負担金等の徴収に関する事務の委託について 215
- 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について 216
- 流域関連公共下水道の供用開始について 217

教育委員会告示

- 教育委員会会議の招集について 218

公 告

- 都市公園の廃止について 219
- 犬の抑留について 220
- 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について 221
- 公示送達 223

伊勢市住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 13 号

伊勢市住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市営管理条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 140 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「10 日以内」を「30 日以内」に改める。

第 36 条を削り、第 37 条を第 36 条とする。

別表第 1 旭ヶ台団地の項を次のように改める。

旭ヶ台 団地	昭和 35 年	〃 桜木町 46 番地	木造平屋 建	4
-----------	------------	----------------	-----------	---

別表第 2 中村団地駐車場の項の次に次のように加える。

栗野団地駐車場	伊勢市栗野町 2045 番地	15 区画
---------	----------------	-------

別表第 2 二俣団地駐車場の項中「20」を「38」に改め、同表一之木団地駐車場の項中「一之木 5 丁目 10 番 17 号」を「伊勢市一之木 5 丁目 10 番 17 号」に改める。

別表 3 中村団地駐車場の項の次に次のように加える。

栗野団地駐車場	1,000 円	15 台
---------	---------	------

様式第 2 号第 13 条中「管理人を通じて」を削る。

様式第 4 号から第 6 号まで、第 10 号から第 12 号まで及び第 16 号中

管理人の意見	管理人氏名
--------	-------

を削る。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 14 号

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(伊勢市事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市事務分掌規則(平成 19 年伊勢市規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「及び室」を「、局及び室」に改める。

第 3 条の見出し中「部」を「部及び局」に改め、同条表以外の部分中「部」を「部及び局」に、「課」を「課、室」に改め、同条の表総務部の部秘書課及び広報広聴課の項を削り、同部に次のように加える。

課税課 税務係 市民税係 固定資産税係

収税課 徴収第一係 徴収第二係

第 3 条の表財務政策部の部を次のように改める。

情報戦略局

秘書課 秘書係

情報調査室 情報調査係 行革係 統計係

行政経営課 政策係 財政係

広報広聴課 広報係 広聴係

第 3 条の表環境生活部の部定額給付金対策室の項を削り、同表産業観光部の部交通政策課の項を削り、同表都市整備部の部都市計画課の項中「都市計画係」を「計画係」に改め、同部に次のように加える。

交通政策課 交通政策係 交通システム係 交通安全係

第 6 条の表以外の部分中「部の課」を「部及び局の課、室」に改め、同条の表総務部の部秘書課及び広報広聴課の項を削り、同部危機管理課の款防災係の項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 自主防災組織に関すること。

第6条の表総務部の部に次のように加える。

課税課

税務係

- (1) 市税制の企画及び調査研究に関する事。
- (2) 市税の啓発に関する事。
- (3) 税務事務の連絡調整に関する事。
- (4) 市税の調定及び収入経理に関する事。
- (5) 市税の諸証明に関する事。
- (6) 県民税の払込みに関する事。
- (7) 固定資産評価審査委員会に関する事。
- (8) 軽自動車税の調査及び賦課に関する事。
- (9) 税務標識の取扱いに関する事。
- (10) 市たばこ税の調査及び賦課に関する事。
- (11) 入湯税の調査及び賦課に関する事。
- (12) 市税の賦課徴収に関する異議申立ての処理に関する事。
- (13) 税外収入金(各課で処理するものを除く。以下同じ。)に関する事。
- (14) 自動車臨時運行許可に関する事。
- (15) 課の庶務に関する事。

市民税係

- (1) 市民税の調査及び賦課に関する事。
- (2) 県民税の調査及び賦課に関する事。
- (3) 市民税の減免及び延納に関する事。
- (4) その他市県民税に関する事。

固定資産税係

- (1) 土地、家屋及び償却資産の評価に関する事。

- (2) 固定資産税及び都市計画税並びに特別土地保有税の調査及び賦課に関する事。
- (3) 固定資産税及び都市計画税並びに特別土地保有税の減免及び延納に関する事。
- (4) 土地、家屋及び償却資産の課税台帳に関する事。
- (5) その他固定資産税及び都市計画税並びに特別土地保有税に関する事。
- (6) 国有提供施設等所在市町村助成交付金その他の交付金(行政経営課の所管に属するものを除く。)に関する事。

収税課

徴収第一係

- (1) 市税(県民税を含む。以下同じ。)及び税外収入金の徴収に関する事。
- (2) 市税の催告に関する事。
- (3) 市税の徴収猶予に関する事。
- (4) 市税の滞納処分に関する事。
- (5) 市税の滞納処分の執行停止に関する事。
- (6) 市税の不納欠損処分に関する事。
- (7) 市税の徴収嘱託及び受託に関する事。
- (8) 市税及び税外収入金の窓口収納に関する事。
- (9) 収納金の払込みに関する事。
- (10) 嘱託職員の徴収業務に関する事。
- (11) 三重地方税管理回収機構に関する事。

徴収第二係

- (1) 市税及び税外収入金の徴収に関する事。
- (2) 市税の消込みに関する事。

- (3) 市税及び税外収入金の収納整理に関する事。
- (4) 市税及び税外収入金の収入に関する事。
- (5) 市税の督促状の発行に関する事。
- (6) 市税及び税外収入金の過誤納金に関する事。
- (7) 市税及び税外収入金の口座振替に関する事。
- (8) 市税の納付の督促に関する事。
- (9) 課の庶務に関する事。

第6条の表財務政策部の部を次のように改める。

情報戦略局

秘書課

秘書係

- (1) 秘書に関する事。
- (2) 儀式及び表彰に関する事。
- (3) 名誉市民及び市民栄誉賞に関する事。
- (4) 市長会に関する事。
- (5) 三重県自治会館組合との連絡調整に関する事。

情報調査室

情報調査係

- (1) 情報の収集及び発信に関する事。
- (2) 室の庶務に関する事。

行革係

- (1) 行財政改革に関する基本的な事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事。
- (2) 行政改革推進委員会に関する事。

統計係

- (1) 基幹統計調査に関する事。

- (2) 諸統計調査に関すること。
- (3) 市勢統計要覧の編集発行に関すること。
- (4) 統計調査員に関すること。
- (5) その他統計に関すること。

行政経営課

政策係

- (1) 総合計画に関すること。
- (2) 市政の基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- (3) 伊勢地区地域審議会に関すること。
- (4) 経営戦略会議に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。
- (6) 局内の調整に関すること。
- (7) 局内他課及び室の主管に属しないこと。

財政係

- (1) 予算編成に関すること。
- (2) 歳入歳出予算の配当令達に関すること。
- (3) 予算執行の統制及び指導に関すること。
- (4) 財政調査及び財政計画に関すること。
- (5) 地方交付税、地方譲与税及び交付金(課税課の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (6) 市債に関すること。
- (7) 基金(積立金)及び債権の管理に関すること。
- (8) 財政状況の公表に関すること。
- (9) 決算に関すること。
- (10) その他財政に関すること。

広報広聴課

広報係

- (1) 広報活動に関する事。
- (2) 広報紙の発行に関する事。
- (3) 広報番組の制作に関する事。
- (4) ホームページの運用に関する事。
- (5) 報道機関との連絡調整に関する事。

広聴係

- (1) 広聴活動に関する事。
- (2) 市民相談に関する事。
- (3) 市政に対する要望等の連絡調整に関する事。
- (4) 課の庶務に関する事。

第6条の表環境生活部の部戸籍住民課の款届出係の項第13号中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同部定額給付金対策室の項を削り、同表健康福祉部の部こども課の款保育係の項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 子育て支援センターに関する事。

第6条の表健康福祉部の部こども課の款子ども育成係の項第6号中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同表産業観光部の部商工労政課の款商工係の項に次の3号を加える。

- (15) 部の庶務に関する事。
- (16) 部内の調整に関する事。
- (17) 部内他課の主管に属しないこと。

第6条の表産業観光部の部観光企画課の款観光振興係の項中第6号及び第7号を削り、同表産業観光部の部交通政策課の款を削り、同表都市整備部の部監理課の款経理係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、

同部都市計画課の項中「都市計画係」を「計画係」に改め、同項第9号を同項第10号とし、同項第8号の次に次のように加える。

- (9) 伊勢市景観計画の運用に関する事。

第6条の表都市整備部の部都市計画課の款市街地整備係の項第1号中「実施」を「計画」に改め、同款の次に次のように加える。

交通政策課

交通政策係

- (1) 総合交通体系に関する事。
- (2) 地域交通対策に関する事。

交通システム係

- (1) コミュニティバス等バス運行に関する事。
- (2) 宇治山田港旅客ターミナルに関する事。

交通安全係

- (1) 交通安全教育及び啓発に関する事。
- (2) 交通規制等の住民要望に関する事。
- (3) 交通災害共済事業に関する事。
- (4) その他交通安全対策に関する事。

第6条の表都市整備部の部維持課の款管理係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同款維持係の項に次の1号を加える。

- (6) ポンプ場、樋門等の管理に関する事。

第6条の表都市整備部の部建築住宅課の款住宅係の項中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、同款営繕係の項第1号中「維持補修」を「営繕工事」に改め、同項第3号中「建築営繕」を「営繕工事」に改める。

第8条第2項中「基盤整備課」を「交通政策課、基盤整備課」に改め

る。

第 11 条の見出し中「部長」を「部長等」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

部又は局（以下「部等」という。）に部長又は局長（以下「部長等」という。）を置く。

第 11 条第 2 項中「部長」を「部長等」に、「部」を「部等」に改める。

第 12 条中「部」を「部等」に、「部長」を「部長等」に改める。

第 13 条中「部」を「部等」に改める。

第 23 条第 2 項の表地域振興課の項中第 18 号を削り、第 19 号を第 18 号とし、第 20 号を第 19 号とし、福祉健康課の項第 8 号中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同項第 20 号を削り、同項第 21 号を同項第 20 号とする。

第 25 条第 17 号中「児童手当」を「子ども手当」に改める。

第 33 条中「部」を「部等」に、「部長」を「部長等」に改める。

第 34 条第 1 項中「部長」を「部長等」に改める。

第 35 条各号列記以外の部分中「部長」を「部長等」に、「当該部」を「当該部等」に改める。

第 36 条中「部長」を「部長等」に改める。

（伊勢市庁舎管理規則の一部改正）

第 2 条 伊勢市庁舎管理規則（平成 17 年伊勢市規則第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中「総務部秘書課」を「情報戦略局秘書課」に、「総務部広報聴課」を「情報戦略局広報聴課」に改める。

（伊勢市職務代理者の順位に関する規則の一部改正）

第 3 条 伊勢市職務代理者の順位に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「財務政策部長」を「情報戦略局長」に改める。

(伊勢市公印規則の一部改正)

第4条 伊勢市公印規則(平成17年伊勢市規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表部長印の部

伊 勢 市
財 務 政
策 部 長

 の項を削り、同部

伊 勢 市
産 業 観
光 部 長

の項中「観光企画課長」を「商工労政課長」に改め、同部の次に次のように加える。

局 長 印	<table border="1"><tr><td>伊 勢 市 情 報 戦 略 局 長</td></tr></table>	伊 勢 市 情 報 戦 略 局 長	れ い 書	方 21	局長名 の文書	行政経 営課長	1
伊 勢 市 情 報 戦 略 局 長							

課長印の項中

伊 勢 市 財 務 政 策 部 収 税 課 長

 を

伊 勢 市 総 務 部 収 税 課 長

 に改め、出納員印の

項中

伊 勢 市 出 納 員 財 務 政 策 部 収 税 課 長
--

 を

伊 勢 市 出 納 員 総 務 部 収 税 課 長

 に改め、同項中

秘書課の所管事務に係る諸 収入金の収納	秘書課長	1	を
総務課の所管事務に係る諸	総務課長	1	

収入金の収納		
広報広聴課の所管事務に係る諸収入金の収納	広報広聴課長	1

総務課の所管事務に係る諸収入金の収納	総務課長	1
--------------------	------	---

収税課の所管事務に係る諸収入金の収納	収税課長	1
--------------------	------	---

収税課の所管事務に係る諸収入金の収納	収税課長	1
秘書課の所管事務に係る諸収入金の収納	秘書課長	1
情報調査室の所管事務に係る諸収入金の収納	情報調査室長	1

行政経営課の所管事務に係る諸収入金の収納	行政経営課長	1
----------------------	--------	---

行政経営課の所管事務に係る諸収入金の収納	行政経営課長	1
広報広聴課の所管事務に係る諸収入金の収納	広報広聴課長	1

に、

を

に

を

に

観光事業課の所管事務に係る諸収入金の収納	観光事業課長	1
交通政策課の所管事務に係る諸収入金の収納	交通政策課長	1

を

観光事業課の所管事務に係る諸収入金の収納	観光事業課長	1
----------------------	--------	---

に

都市計画課の所管事務に係る諸収入金の収納	都市計画課長	1
----------------------	--------	---

を

都市計画課の所管事務に係る諸収入金の収納	都市計画課長	1
交通政策課の所管事務に係る諸収入金の収納	交通政策課長	1

に改める。

(伊勢市予算の編成及び執行に関する規則の一部改正)

第5条 伊勢市予算の編成及び執行に関する規則(平成17年伊勢市規則第41号)の一部を次のように改正する。

第2条中「部長」を「部長又は局長」に改める。

第4条から第6条まで、第9条から第13条まで、第15条、第16条、第18条から第22条まで、第24条、第25条、第29条から第31条まで及び第34条中「財務政策部長」を「情報戦略局長」に改める。

様式第10号の1及び第10号の2並びに12号から16号まで中「財務政策部長」を「情報戦略局長」に改める。

(伊勢市会計規則の一部改正)

第6条 伊勢市会計規則(平成17年伊勢市規則第42号)の一部を次のよ

うに改める。

第2条第7号中「部長」を「部長等」に改める。

別表中総務部の部秘書課の項及び広報広聴課の項を削り、同部に次のように加える。

課税課	課長	課税課の所管事務に係る諸収入金の収納	税務係員
収税課	課長	収税課の所管事務に係る諸収入金の収納	収税課員

別表総務部の部の次に次のように加える。

情報戦略局	秘書課	課長	秘書課の所管事務に係る諸収入金の収納	秘書係長
	情報調査室	室長	情報調査室の所管事務に係る諸収入金の収納	情報調査係長
	行政経営課	課長	行政経営課の所管事務に係る諸収入金の収納	行政経営課員
	広報広聴課	課長	広報広聴課の所管事務に係る諸収入金の収納	広聴係長

別表財務政策部の項を削り、同表産業観光部の部交通政策課の項を削り、同表都市整備部の部都市計画課の項の次に次のように加える。

交通政策 課	課長	交通政策課の所 管事務に係る諸 収入金の収納	交通政策課長
-----------	----	------------------------------	--------

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市子ども手当事務取扱規則をここに公布する。

平成 22 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 15 号

伊勢市子ども手当事務処理取扱規則

(目的)

第 1 条 この規則は、平成 22 年度における子ども手当の支給に関する法律(平成 22 年法律第 19 号。以下「法」という。)に基づく子ども手当の支給等に関して、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認定請求書の処理)

第 2 条 市長は、平成 22 年度における子ども手当の支給に関する法律施行規則(平成 22 年厚生労働省令第 51 号。以下「省令」という。)第 1 条の子ども手当認定請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、受給資格があると認めた場合には子ども手当認定通知書(様式第 1 号)を、受給資格がないものと認めた場合には子ども手当認定請求却下通知書(様式第 1 号)を、請求者に通知するものとする。

(額改定認定請求書の処理)

第 3 条 市長は、省令第 2 条の子ども手当額改定認定請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、手当額を改定すべきと認めた場合には子ども手当額改定通知書(様式第 2 号)を、手当額を改定しないものと認めた場合には子ども手当額改定請求却下通知書(様式第 2 号)を、請求者に通知するものとする。

(額改定届の処理及び職権に基づく改定)

第 4 条 市長は、省令第 3 条の子ども手当額改定届の提出を受けたときは、当該届書の記載事項等により届出に係る事実があると認めた場合には、子ども手当額改定通知書を当該届出者に通知し、届出に係る事実がないものと認めた場合は当該届書を届出者に返送するものとする。

2 市長は、省令第 3 条の子ども手当額改定届の提出がない場合であって

も、公簿等によって手当額を減額すべきものと確認したときは、職権に基づいてその額を改定し、子ども手当額改定通知書を当該手当の支給を受けている者(以下「受給者」という。)に通知するものとする。

(受給事由消滅届の処理及び職権に基づく消滅)

第5条 市長は、省令第7条の子ども手当受給事由消滅届の提出を受けたときは、子ども手当支給事由消滅通知書(様式第3号)を、当該受給者に通知するものとする。

2 市長は、省令第7条の子ども手当受給事由消滅届の提出がない場合であっても、公簿等によって子ども手当の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて当該手当の認定を取り消し、子ども手当支給事由消滅通知書を当該受給者に通知するものとする。

3 市長は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第24条の規定による転出届の届出があったとき(その届出に係る書面に同法第29条の2の規定による附記がなされたときに限る。)は、前項の規定の例により処理するものとする。

(現況届の処理)

第6条 市長は、省令第4条の子ども手当現況届の提出を受けたときは、当該届書の記載事項等により審査し、支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該届書をもって当該手当の認定を取り消し、子ども手当支給事由消滅通知書を、当該受給者に通知するものとする。

(未支払請求書の処理)

第7条 市長は、省令第9条の未支払子ども手当請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、未支払の子ども手当を支給するものと決定した場合は未支払子ども手当支給決定通知書(様式第4号)を、請求を却下するものと認めた場合には未支払子ども手当請求却下通知書(様式第4号)を、請求者に通知するものとする。

(支払)

第8条 子ども手当の支払日は、法第7条第4項に規定する支払期月の10日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日等でない日とする。

2 市長は、子ども手当の支払いを行う場合には、子ども手当支払通知書(様式第5号)により受給者に通知するものとする。

3 子ども手当の支払は、受給者の申請に基づく金融機関の口座へ、市が指定する金融機関を通じ、口座振替の方法により行うものとする。ただし、市長が当該支払方法により難しいと認める受給者については、この限りでない。

(支払の一時差止等)

第9条 市長は、法第9条の規定により子ども手当の額の全部又は一部を支給しないこととしたとき若しくは法第10条の規定により子ども手当の支払を一時差し止めることとしたときは、子ども手当支払差止通知書(様式第6号)により受給者に通知するものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

(法附則第3条に規定する経過措置に基づく認定の処理)

第2条 市長は、法附則第3条の規定により、同法第6条第1項の規定による認定の請求があったものとみなされる場合については、公簿等により内容を審査し、受給資格があると認めた場合には子ども手当認定通知

書を、受給資格がないものと認めた場合には子ども手当認定請求却下通知書により、請求者に通知するものとする。

様式第1号(第2条関係)

第 号
年 月 日

様

伊勢市長 印

子ども手当 認定
認定請求却下 通知書

年 月 日付で請求のありました子ども手当については、次の
しましたので通知します。

とおり認定
理由で請求を却下

記

認定に関する事項	
1. 算定の基礎となる子どもの数	人
2. 手当月額	円
3. 支給開始年月	年 月から
認定請求却下に関する事項	
却下した理由 ()	

この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に伊勢市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。

第 号
年 月 日

様

伊勢市長 印

子ども手当 額改定 額改定請求却下 通知書

子ども手当の額の改定について 請求、届出 により、次のとおり 改定 しました
は、 職権 却下
ので通知します。

記

認定に関する事項	
1. 改定後の算定の基礎となる子どもの数	人
2. 改定後の手当月額	円
3. 改定年月	年 月から
4. 改定(増・減額)の理由()
請求却下に関する事項	
却下した理由	
()

この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求め
る訴え(取消訴訟)は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算し
て6か月以内に伊勢市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。

様式第3号(第5条及び第6条関係)

第 号
年 月 日

様

伊勢市長 印

子ども手当支給事由消滅通知書

次のとおり子ども手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

記

1. 消滅した日 年 月 日
2. 消滅の理由

この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に伊勢市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。

第 号
年 月 日

様

伊勢市長 印

未支払 子ども手当 支給決定 通知書
請求却下

年 月 日付で請求のありました未支払子ども手当については、次のと
おり 支給することに決定 しましたので通知します。
請求を却下

記

支払の内容			
1. 支払の期間	年	月分から	年 月分まで
2. 支払金額		円	
3. 支払年月日	年	月	日
4. 支払方法			
請求却下に関する事項			
却下した理由 ()			

この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に伊勢市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。

様式第5号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

伊勢市長 印

子ども手当支払い通知書

子ども手当の支給については、次のとおり支払をしますので、この通知書と印章を持ってお受けとりください。本人が来所できず代理人が受けとられるときは、委任状をあわせてご持参ください。

記

支払の内容					
1. 支払の期間	年	月分	から	年	月分まで
2. 支払金額	円				
3. 支払日	年	月	日()	時から	時まで
4. 支払場所					

様

伊勢市長 印

子ども手当支払差止通知書

次のとおり子ども手当の支払を差し止めましたので通知します。

記

支払差止の内容	
1. 支払差止事由	
2. 支払差止額	円
3. 支払差止期間	年 月分から 年 月分まで

この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に伊勢市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。

伊勢市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 4 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 16 号

伊勢市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

伊勢市障害者自立支援法施行細則（平成 18 年伊勢市規則第 58 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号を次のように改める。

(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費)
支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

(あて先) 伊勢市厚生福祉事務所長

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ 氏名	生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日
	居住地	〒 電話番号		
申請者	フリガナ 支給申請に係る 障害児氏名	生年月日	昭和・平成	年 月 日
		続柄		
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番号	精神障害者保健 福祉手帳番号	
被保険者証の記号及び番号(※)		保険者名及び番号(※)		
障害基礎年金1級の受給の有無(就労継続支援B型のサービスを申請する者に限る。)				有・無

※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、療養介護を申請する場合記入すること。

サービス利用の状況	障害福祉 関係サービス	障害程度 区分の認定	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効 期間	
		利用中のサービスの種類と内容等				
サービス利用の状況	介護保険 サービス	要介護認定	有・無	要介護度	要支援()・要介護	1 2 3 4 5
		利用中のサービスの種類と内容等				

申請するサービス	区分	サービスの種類		申請に係る具体的内容
		介護給付費	訓練等給付費	
訪問系・その他	訪問系・その他	<input type="checkbox"/> 居宅介護	/	
		<input type="checkbox"/> 重度訪問介護		
		<input type="checkbox"/> 行動援護		
		<input type="checkbox"/> 児童デイサービス		
		<input type="checkbox"/> 短期入所		
		<input type="checkbox"/> 重度障害者等包括支援		
日中活動系	日中活動系	<input type="checkbox"/> 療養介護	<input type="checkbox"/> 自立訓練(機能訓練)	
		<input type="checkbox"/> 生活介護	<input type="checkbox"/> 自立訓練(生活訓練)	
			<input type="checkbox"/> 宿泊型自立訓練	
			<input type="checkbox"/> 就労移行支援	
			<input type="checkbox"/> 就労移行支援(養成施設)	
			<input type="checkbox"/> 就労継続支援A型 <input type="checkbox"/> 就労継続支援B型	
居住系	居住系	<input type="checkbox"/> 共同生活介護(ケアホーム)	<input type="checkbox"/> 共同生活援助(グループホーム)	
		<input type="checkbox"/> 施設入所支援		
旧設 法支 援	旧設 法支 援	<input type="checkbox"/> 旧身体障害者更生施設(入所・通所)	<input type="checkbox"/> 旧身体障害者療護施設(入所・通所)	
		<input type="checkbox"/> 旧身体障害者授産施設(入所・通所)	<input type="checkbox"/> 旧知的障害者更生施設(入所・通所)	
		<input type="checkbox"/> 旧知的障害者授産施設(入所・通所)	<input type="checkbox"/> 旧知的障害者通勤寮	

サービス利用計画又は個別支援計画を作成するために必要があるときは、障がい程度区分認定に係る認定調査・概況調査の内容、サービス利用意向聴取の内容、市審査会における審査判定結果・意見及び医師意見書の全部又は一部を、伊勢市から指定相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者若しくは障がい者支援施設の関係人に提示することに同意します。

申請者氏名

主治医 (※)	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地	〒		
電話番号				

(※) 主治医の欄は、介護給付費（旧法指定施設を除く。）を申請する場合記入すること。

申請する 減免の 種類	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 （あてはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。）			
	1. 生活保護受給世帯 2. 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの 3. 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの 4. 市町村民税課税世帯（障害者：所得割16万円未満、障害児：28万円未満）に属する者			
	<input type="checkbox"/> II 医療型個別減免に関する認定 下記のいずれにもあてはまるため、医療型個別減免を申請します。			
	〈20歳以上の方〉 1. 療養介護利用者であること（年令 才） 2. 市町村民税非課税世帯の者		〈20歳未満の方〉 1. 療養介護利用者であること（年令 才）	
	<input type="checkbox"/> III 特定障害者特別給付費（補足給付）に関する認定（入所施設の食事軽減措置） 下記のいずれにもあてはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。			
	〈20歳以上の方〉 1. 施設入所者(注)であること（年令 才） 2. 市町村民税非課税世帯の者		〈20歳未満の方〉 1. 施設入所者(注)であること（年令 才）	
	<input type="checkbox"/> IV 生活保護への移行予防措置（定率負担減免措置、補足給付の特例措置）に関する認定 生活保護への移行予防措置（ <input type="checkbox"/> 定率負担減免措置 <input type="checkbox"/> 補足給付の特例措置）を申請します。 ※福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。			

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

(注) 対象施設は、介護給付費の対象となる入所施設（障害者支援施設、特定旧法指定施設）

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）		
氏名		申請者との関係	
住所	〒		
電話番号			

様式第 6 号を次のように改める。

様式第6号（第3条関係）

（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費）支給変更申請書兼
利用者負担額減額・免除等変更申請書

（あて先）伊勢市厚生福祉事務所長
次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ 氏名	生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日
	居住地	〒 電話番号		
支給申請に係る 障害児氏名	フリガナ	生年月日	昭和・平成	年 月 日
		続柄		
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番号		精神障害者保健 福祉手帳番号
被保険者証の記号及び番号(※)		保険者名及び番号(※)		

※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、療養介護を申請する場合記入すること。

サービス利用の 状況	障害福祉 関係サービス	障害程度 区分の認定	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効 期間	
		利用中のサービスの種類と内容等				
介護保険 サービス	要介護認定	有・無	要介護度	要支援 () ・要介護	1 2 3 4 5	
		利用中のサービスの種類と内容等				

変更の理由

区分	サービスの種類		申請に係る具体的内容
	介護給付費	訓練等給付費	
訪問系・その他	<input type="checkbox"/> 居宅介護	/	
	<input type="checkbox"/> 重度訪問介護		
	<input type="checkbox"/> 行動援護		
	<input type="checkbox"/> 児童デイサービス		
	<input type="checkbox"/> 短期入所		
	<input type="checkbox"/> 重度障害者等包括支援		
日中活動系	<input type="checkbox"/> 療養介護	<input type="checkbox"/> 自立訓練（機能訓練）	
	<input type="checkbox"/> 生活介護	<input type="checkbox"/> 自立訓練（生活訓練）	
		<input type="checkbox"/> 就労移行支援	
		<input type="checkbox"/> 就労継続支援（A型）	
		<input type="checkbox"/> 就労継続支援（B型）	
居住系	<input type="checkbox"/> 共同生活介護（ケアホーム）	<input type="checkbox"/> 共同生活援助（グループホーム）	
	<input type="checkbox"/> 施設入所支援		
旧法 施設 支援	<input type="checkbox"/> 身体障害者更生施設（入所・通所）	<input type="checkbox"/> 身体障害者療護施設（入所・通所）	
	<input type="checkbox"/> 身体障害者授産施設（入所・通所）	<input type="checkbox"/> 知的障害者更生施設（入所・通所）	
	<input type="checkbox"/> 知的障害者授産施設（入所・通所）	<input type="checkbox"/> 知的障害者通勤寮	

主治医 (※)	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地	〒		
電話番号				

(※) 主治医の欄は、介護給付費（旧法指定施設を除く。）を申請する場合記入すること。

申請する 減免の 種類	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 （あてはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。）			
	1. 生活保護受給世帯 2. 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの 3. 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの 4. 市町村民税課税世帯（障害者：所得割16万円未満、障害児：28万円未満）に属する者			
	<input type="checkbox"/> II 医療型個別減免に関する認定 下記のいずれにもあてはまるため、医療型個別減免を申請します。			
	〈20歳以上の方〉 1. 療養介護利用者であること（年令 才） 2. 市町村民税非課税世帯の者		〈20歳以上の方〉 1. 療養介護利用者であること（年令 才）	
	<input type="checkbox"/> III 特定障害者特別給付費（補足給付）に関する認定（入所施設の食事軽減措置） 下記のいずれにもあてはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。			
	〈20歳以上の方〉 1. 施設入所者(注)であること（年令 才） 2. 市町村民税非課税世帯の者		〈20歳未満の方〉 1. 施設入所者(注)であること（年令 才）	
	<input type="checkbox"/> IV 生活保護への移行予防措置（定率負担減免措置、補足給付の特例措置）に関する認定 生活保護への移行予防措置（ <input type="checkbox"/> 定率負担減免措置 <input type="checkbox"/> 補足給付の特例措置）を申請します。 ※福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。			

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

(注) 対象施設は、介護給付費の対象となる入所施設（障害者支援施設、特定旧法指定施設）

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）		
氏名		申請者との関係	
住所	〒		
電話番号			

様式第 22 号を次のように改める。

様式第 22 号（第 11 条関係）

世帯状況・収入等申告書

（あて先）伊勢市厚生福祉事務長

申告年月日 年 月 日
 申告者（保護者）住所
 （保護者）氏名

次のとおり申告します。

1 世帯の状況等について

	氏名	生年月日	本人との関係	市町村民税の状況	
申請者				<input type="checkbox"/> 課税	<input type="checkbox"/> 非課税
世帯主				<input type="checkbox"/> 課税	<input type="checkbox"/> 非課税
世帯員				<input type="checkbox"/> 課税	<input type="checkbox"/> 非課税
				<input type="checkbox"/> 課税	<input type="checkbox"/> 非課税

2 申請者の収入の状況について

（以下の(1)(2)の部分は、医療型個別減免・補足給付を申請する場合のみ記入してください。）

(1) 合計所得金額の状況

合計所得金額	円
--------	---

(2) 収入等の状況

収入（A）（年収）

区分	種類	収入額
稼 得 等 収 入	障害年金等（障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、特別障害給付金、障害を事由に支給される労災による年金等、遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金、老齢基礎年金、老齢厚生年金等）	円
	特別児童扶養手当等（特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当）	円
	工賃等収入	円
	その他の収入（ ）	円
収 入 の 他	仕送り収入	円
	不動産等による家賃収入	円
	その他の収入（ ）	円

必要経費（B）

種類	内容	金額
租 税		円
		円
社会保険料		円
		円

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ 氏名		申請者 との関係	
住所	〒 電話番号		

（記入上の注意）

1. 収入のうち証明書等があるものは、この申請書に必ず添付して下さい。
2. 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付して下さい。
3. 不実の申告をした場合、関係法令により処罰される場合があります。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

市立伊勢総合病院看護職員就職準備資金交付規程を次のように定める。

平成 22 年 3 月 31 日

伊勢市病院事業管理者 間島 雄一

伊勢市病院事業管理規程第1号

市立伊勢総合病院看護職員就職準備資金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、市立伊勢総合病院（以下「病院」という。）の職員採用試験に合格し、助産師又は看護師（以下「看護職員」という。）として勤務しようとする者に対し、就職準備資金の交付を行うことに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(交付の対象者)

第2条 就職準備資金の交付の対象となる者は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第20条第1号、第21条第1号若しくは第22条第1号に規定する文部科学大臣が指定した学校又は法第20条第2号若しくは第21条第2号に規定する厚生労働大臣が指定した助産師養成所若しくは看護師養成所の最高学年に在学し、当該年度に卒業見込みの者で、かつ、卒業後直ちに病院に看護職員として勤務しようとする者とする。

(交付の人員)

第3条 就職準備資金の交付を受けることができる者の数は、毎年度の予算の範囲内で、伊勢市病院事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める。

(交付の額)

第4条 就職準備資金は、第2条に該当する者に対して50万円を交付する。

(交付の申請)

第5条 第2条に該当し、就職準備資金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、就職準備資金申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第6条 管理者は、第5条に定める申請書を受理したときは、書類審査によりその適否を決定し、就職準備資金決定通知書(様式第2号)により、その結果を通知するものとする。

2 就職準備資金の交付の決定を受けた申請者は、その交付を受けようとするときは、誓約書(様式第3号)及び就職準備資金口座振込依頼書(様式第4号)を管理者に提出しなければならない。

(交付の決定の取消し等)

第7条 管理者は、就職準備資金の交付を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、交付の決定の取消しを行い、直ちに返還を求めるものとする。

- (1) 病院の採用を辞退したとき。
- (2) 病院の採用を取り消されたとき。
- (3) 病院の看護職員となった後2年以内に死亡し、又は2年以内に病院の看護職員でなくなったとき。
- (4) 申請書に虚偽の記載をし、又は不正の手段によって就職準備資金の交付を受けたとき。

2 交付決定者は、当該交付を辞退しようとするときは、就職準備資金申請書(様式第1号)を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、就職準備資金の交付の決定を取り消し、又は停止したときは、就職準備資金決定通知書(様式第2号)により、その結果を通知するものとする。

(就職準備資金の交付)

第8条 就職準備資金の交付は、交付決定後速やかに行うものとする。

(返還)

第9条 交付決定者は、第7条第1項の規定に該当するに至ったときは、その理由の生じた日の属する月の翌月の末日までに就職準備資金を返

還しなければならない。

(返還の猶予)

第 10 条 前条の規定にかかわらず、管理者は、交付決定者に、疾病、災害その他やむを得ない理由があるときは、当該各号に掲げる理由が継続する間、就職準備資金の返還を猶予することができる。

(返還の免除)

第 11 条 第 9 条の規定にかかわらず、管理者は、交付決定者にやむを得ない理由があると認めるときは、返還を免除することができる。

2 免除の基準については、次の表に定めるとおりとする。

看護職員として引き続いて在職した期間	免除割合
6 箇月未満	0
6 箇月以上 1 年未満	100 分の 25
1 年以上 1 年 6 箇月未満	100 分の 50
1 年 6 箇月以上 2 年未満	100 分の 75
2 年以上	1

(届出)

第 12 条 交付決定者は、氏名又は住所を変更したときは、10 日以内になその旨を管理者に届け出なければならない。

(その他)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、就職準備資金の交付に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

様式第1号(第5条関係、第7条関係)

就職準備資金申請書

年 月 日

(あて先) 伊勢市病院事業管理者

申請者氏名

㊟

市立伊勢総合病院看護職員就職準備資金交付規程の規定により、次のとおり申請します。

申請目的	交 付 ・ 辞 退				
交付金額	円				
現住所 及び電話番号	《TEL連絡先》				
ふりがな 氏 名			生年月日		
免許の名称			免許の取得 年 月日	登録番号	第号
在学している 養成施設	名 称			入学年月 日	年 月 日
	所在地			卒業予定 年月日	年 月 日

第 号
年 月 日

様

伊勢市病院事業管理者

印

就職準備資金決定通知書

年 月 日付けで申請のあったことについては、次のとおり決定しましたので通知します。

通知内容	交 付 ・ 交付取消 ・ 停 止
決定区分	する しない
決定年月日	年 月 日
決 定 額	円
就職準備資金申請に関して考慮する事業	
付 記	

誓 約 書

私は、市立伊勢総合病院看護職員就職準備資金交付規程に基づく就職準備資金の交付を受けるに当たり同規程を遵守することを誓約いたします。

日 年 月

交付対象者

住 所

氏 名

⑩

(あて先) 伊勢市病院事業管理者

就職準備資金口座振込依頼書

年 月 日

(あて先) 伊勢市病院事業管理者

交付対象者

住 所

電話番号

氏 名

印

就職準備資金を下記のとおり、金融機関に振込みしてください。

1. 金融機関名 _____ 銀行・信用金庫
_____ 本店・支店・出張所

2. 種類 普通 ・ 当座

3. 口座番号

4. 口座名義人 フリガナ
(本人名義) 氏 名

市立伊勢総合病院事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 22 年 3 月 31 日

伊勢市病院事業管理者 間島 雄一

伊勢市病院事業管理規程第2号

市立伊勢総合病院事務分掌規程の一部を改正する規程

市立伊勢総合病院事務分掌規程（平成17年病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項第2号中「外来係 入退院係 診療情報管理係」を「外来係 入退院係 診療情報管理係 地域医療連携係」に改める。

第7条の表医療事務課の部外来係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を削り、同部入退院係の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同部診療情報管理係の項の次に次のように加える。

地域医療連携係

- (1) 患者の医療相談に関すること。
- (2) 紹介患者の院内連絡調整に関すること。
- (3) 患者等に係る医療機関等との連絡調整その他医療機関等との連携に関すること。
- (4) その他地域医療連携に関すること。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

伊勢市病院企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 22 年 3 月 31 日

伊勢市病院事業管理者 間島 雄一

伊勢市病院事業管理規程第3号

伊勢市病院企業職員就業規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員就業規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

職員の範囲		勤務時間		休憩時間	週休日
医療技術部	臨床工学室に勤務する職員	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時から午後1時まで	4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）
		遅番	午後0時から午後8時45分まで	午後4時から午後5時まで	
看護部	1病棟に勤務する職員	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで	(1) 午前11時30分から午後0時30分まで (2) 午後0時30分から午後1時30分まで	4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）

	準夜勤	午後 4 時 15 分から 翌日の午前 1 時まで	1 時間と し、その時 限は業務 の実情に 応じて所 属長が定 める。	
	深夜勤	午前 0 時 30 分から午前 9 時 15 分 まで	1 時間と し、その時 限は業務 の実情に 応じて所 属長が定 める。	
2 手 術室 に勤 務す る職 員	日勤	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで	午前 11 時 30 分から 午後 0 時 30 分まで	日曜日及び 土曜日(再 任用短時間 勤務職員に あつては、 これらの日 に加えて、 月曜日から 金曜日まで の 5 日間に おいて所属
	準夜勤	午後 3 時 15 分から午後 12 時まで	1 時間と し、その時 限は業務 の実情に 応じて所 属長が定 める。	

		遅番	午後 0 時 15 分から 午後 9 時まで	1 時間と し、その時 限は業務 の実情に 応じて所 属長が定 める。	長が指定す る日を週休 日とするこ とができ る。)
	3 人 工透 析室 に勤 務す る職 員	日勤	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで	1 時間と し、その時 限は業務 の実情に 応じて所 属長が定 める。	4 週間ごと の期間につ き 8 日(再 任用短時間 勤務職員に あつては、 8 日以上)
		準夜 勤	午後 2 時 15 分から 午後 11 時 まで	1 時間と し、その時 限は業務 の実情に 応じて所 属長が定 める。	
事務部	1 栄 養管 理課 に勤	日勤	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで	午後 0 時 から午後 1 時まで	4 週間ごと の期間につ き 8 日(再 任用短時間

務する栄養士及び事務員	遅番	午前 9 時 45 分から 午後 6 時 30 分まで	1 時間とし、その時は業務の実情に応じて所属長が定める。	勤務職員にあっては、8 日以上)
2 栄養管理課に勤務する調理師	日勤	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで	午後 0 時から午後 1 時まで	
	早番	午前 5 時 45 分から 午後 2 時 30 分まで	1 時間とし、その時は業務の実情に応じて所属長が定める。	
	遅番	午前 8 時 45 分から 午後 5 時 30 分まで	1 時間とし、その時は業務の実情に応じて所属長が定める。	

3 栄 養管 理課 に勤 務す る調 理員	日勤	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで	午後 0 時 から午後 1 時まで
	早番	午前 5 時 45 分から 午後 2 時 30 分まで	1 時間と し、その時 限は業務 の実情に 応じて所 属長が定 める。
	遅番 (1)	午前 8 時 45 分から 午後 5 時 30 分まで	1 時間と し、その時 限は業務 の実情に 応じて所 属長が定 める。
	遅番 (2)	午前 9 時 15 分から 午後 6 時ま で	1 時間と し、その時 限は業務 の実情に 応じて所 属長が定 める。

		遅番 (3)	午前 10 時 30 分から 午後 7 時 15 分まで	1 時間と し、その時 限は業務 の実情に 応じて所 属長が定 める。	
		遅番 (4)	午前 10 時 45 分から 午後 7 時 30 分まで	1 時間と し、その時 限は業務 の実情に 応じて所 属長が定 める。	
人間ドック又は 脳ドックに従事 する職員	日勤		午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで	1 時間と し、その時 限は業務 の実情に 応じて所 属長が定 める。	日曜日及び 4 週間ごと の期間につ き 3 日(再 任用短時間 勤務職員に あつては、
	半日 勤務 (1)		午前 8 時 30 分から 午後 0 時ま で	与えない。	4 日)以上

	半日 勤務 (2)	午後 1 時から午後 5 時 15 分まで	与えない。	
--	-----------------	--------------------------	-------	--

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 22 年 3 月 31 日

伊勢市病院事業管理者 間島 雄一

伊勢市病院事業管理規程第4号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年病院事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（地域手当に関する特例措置）

- 6 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間において、第9条第1項の規定の適用については、同項中「100分の4」とあるのは、「0」とする。

別表第8救急診療手当の項中「当直中の医師が」を「医療部の日勤の勤務時間以外に医師及び歯科医師が」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

伊勢市告示第 20 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、農業集落排水事業使用料の収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 22 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納に関する事務の委託をする者

所在地	名称
東京都千代田区二番町 8 番地 8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号	株式会社ローソン
東京都豊島区東池袋 3 丁目 1 番 1 号	株式会社ファミリーマート
東京都千代田区岩本町 3 丁目 10 番 1 号	株式会社デイリーヤマザキ
東京都中央区晴海 2 丁目 5 番 24 号	株式会社サークルKサンクス
東京都千代田区神田錦町 1 丁目 1 番地	ミニストップ株式会社
茨城県土浦市小松 2 丁目 13 番 1 号	株式会社ココストア イースト
神奈川県横浜市中区日本大通 17 番地	株式会社スリーエフ
東京都中央区日本橋 1 丁目 1 番 1 号	国分グローサーズチェーン株式会社
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地 1	株式会社ポプラ
熊本市流通団地 2 丁目 11 番地	株式会社ココストア ウェスト
札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 421 番地	株式会社セイコーマート

群馬県前橋市亀里町 900 番地	株式会社セーブオン
愛知県名古屋市中区栄 1 丁目 7 番 34 号	株式会社ココストア
兵庫県尼崎市潮江 1 丁目 2 番 12 号	株式会社ジェイアール西日本デイリーサービスネット
東京都港区港南 1 丁目 2 番 12 号	株式会社 しんきん情報サービス
岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地	株式会社システムアイシー
岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地	株式会社電算システム

2 委託期間

平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 21 号

平成 22 年 3 月 24 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 22 年度予算、

補正予算及び平成 21 年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成 22 年 4 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成22年度 伊勢市一般会計予算

平成22年度 伊勢市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41,436,092千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		15,600,000
	1 市民税	6,833,511
	2 固定資産税	6,845,488
	3 軽自動車税	255,000
	4 市たばこ税	630,000
	5 特別土地保有税	1
	6 入湯税	4,000
	7 都市計画税	1,032,000
2 地方譲与税		360,001
	1 地方揮発油譲与税	90,000
	2 自動車重量譲与税	270,000
	3 地方道路譲与税	1
3 利子割交付金		40,000
	1 利子割交付金	40,000
4 配当割交付金		5,000
	1 配当割交付金	5,000
5 株式等譲渡所得割交付金		2,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	2,000
6 地方消費税交付金		1,180,000
	1 地方消費税交付金	1,180,000
7 ゴルフ場利用税交付金		20,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	20,000
8 自動車取得税交付金		120,001
	1 自動車取得税交付金	120,001
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		49,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	49,000
10 地方特例交付金		220,000
	1 地方特例交付金	220,000
11 地方交付税		8,276,000
	1 地方交付税	8,276,000

(単位：千円)

款	項	金額
12 交通安全対策特別交付金		24,000
	1 交通安全対策特別交付金	24,000
13 分担金及び負担金		1,026,428
	1 負担金	1,026,428
14 使用料及び手数料		348,275
	1 使用料	286,580
	2 手数料	61,695
15 国庫支出金		5,691,380
	1 国庫負担金	4,484,263
	2 国庫補助金	1,158,916
	3 委託金	48,201
16 県支出金		2,448,071
	1 県負担金	1,246,642
	2 県補助金	824,511
	3 委託金	376,918
17 財産収入		55,252
	1 財産運用収入	30,172
	2 財産売却収入	25,080
18 寄附金		24,003
	1 寄附金	24,003
19 繰入金		46,104
	1 基金繰入金	46,104
20 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
21 諸収入		552,077
	1 延滞金、加算金及び過料	5,000
	2 市預金利子	1,000
	3 貸付金元利収入	18,369
	4 受託事業収入	28,091
	5 雑入	499,617
22 市債		5,298,500

(単位：千円)

款	項	金額
	1 市 債	5,298,500
歳 入	合 計	41,436,092

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		312,730
	1 議会費	312,730
2 総務費		3,993,604
	1 総務管理費	3,069,978
	2 徴税費	482,989
	3 戸籍住民基本台帳費	192,869
	4 選挙費	148,301
	5 統計調査費	69,230
	6 監査委員費	30,237
3 民生費		15,500,236
	1 社会福祉費	3,512,114
	2 老人福祉費	3,233,546
	3 児童福祉費	6,287,115
	4 生活保護費	2,381,993
	5 人権政策費	71,066
	6 国民年金事務費	14,402
4 衛生費		4,149,154
	1 保健衛生費	2,364,219
	2 清掃費	1,784,935
5 労働費		151,777
	1 労働諸費	151,777
6 農林水産業費		471,497
	1 農業費	428,226
	2 林業費	17,669
	3 水産業費	25,602
7 商工費		144,510
	1 商工費	144,510
8 観光費		217,060
	1 観光費	217,060
9 土木費		4,056,444
	1 土木管理費	223,082

(単位：千円)

款	項	金額
	2 道路橋梁費	403,190
	3 河川費	429,755
	4 港湾海岸費	5,303
	5 都市計画費	2,787,493
	6 住宅費	207,621
10 消防費		2,088,142
	1 消防費	2,088,142
11 教育費		4,998,530
	1 教育総務費	848,817
	2 小学校費	471,866
	3 中学校費	2,142,385
	4 幼稚園費	188,883
	5 社会教育費	473,587
	6 保健体育費	872,992
12 災害復旧費		39
	1 農林水産業施設災害復旧費	9
	2 公共土木施設災害復旧費	18
	3 文教施設災害復旧費	9
	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	3
13 公債費		5,302,367
	1 公債費	5,302,367
14 諸支出金		2
	1 普通財産取得費	2
15 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出	合 計	41,436,092

第 2 表

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
伊勢市土地開発公社の事業 運営資金に対する損失補償	自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日	2,000,000 千円 伊勢市土地開発公社が、その事業運営資金として借入れた元金及び年5.0%以内の利子の額
住民情報システム 更新業務委託	自 平成22年 4月 1日 至 平成24年 3月31日	105,113 千円
知事及び県議会議員 選挙経費	自 平成22年 4月 1日 至 平成24年 3月31日	9,000 千円

第 3 表

地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市 町 村 合 併 特 例 事 業 債	2,030,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政 府資金及び地方公 共団体金融機構資 金について、利率の 見直しを行った後 においては当該見直 しの利率)	政府資金・特定資 金、地方公共団体 金融機構資金につ いてはその融通条 件により、銀行そ 他の場合にはその 債権者との協定に よるものとする。 ただし、市財政の 都合により据置期 間及び償還期限を 短縮し、又は繰上 償還もしくは低利 に借換えすること ができる。
児 童 福 祉 施 設 整 備 事 業 債	116,600			
水 道 事 業 出 資 債	165,800			
防 衛 施 設 周 辺 整 備 事 業 債	44,000			
公 営 住 宅 整 備 事 業 債	22,000			
臨 時 財 政 対 策 債	2,920,000			

平成 2 2 年度 伊勢市国民健康保険特別会計予算

平成 2 2 年度 伊勢市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 3, 8 8 3, 8 6 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1, 5 0 0, 0 0 0 千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		3,828,147
	1 国民健康保険料	3,828,147
2 国民健康保険税		2,797
	1 国民健康保険税	2,797
3 国庫支出金		3,521,587
	1 国庫負担金	2,719,286
	2 国庫補助金	802,301
4 療養給付費等交付金		261,533
	1 療養給付費等交付金	261,533
5 前期高齢者交付金		3,161,402
	1 前期高齢者交付金	3,161,402
6 県支出金		618,529
	1 県負担金	73,889
	2 県補助金	544,640
7 共同事業交付金		1,510,286
	1 共同事業交付金	1,510,286
8 財産収入		703
	1 財産運用収入	703
9 繰入金		960,940
	1 他会計繰入金	751,021
	2 基金繰入金	209,919
10 繰越金		1
	1 繰越金	1
11 諸収入		17,940
	1 延滞金、加算金及び過料	4,560
	2 預金利子	10
	3 雑入	13,370
歳入合計		13,883,865

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		263,980
	1 総務管理費	237,497
	2 賦課徴収費	25,287
	3 運営協議会費	574
	4 趣旨普及費	622
2 保険給付費		9,669,817
	1 療養諸費	8,620,106
	2 高額療養費	969,600
	3 移送費	791
	4 出産育児諸費	65,520
	5 葬祭諸費	13,800
3 後期高齢者支援金等		1,419,500
	1 後期高齢者支援金等	1,419,500
4 前期高齢者納付金等		2,578
	1 前期高齢者納付金等	2,578
5 老人保健拠出金		13,733
	1 老人保健拠出金	13,733
6 介護納付金		652,357
	1 介護納付金	652,357
7 共同事業拠出金		1,553,784
	1 共同事業拠出金	1,553,784
8 保健事業費		180,300
	1 特定健康診査等事業費	152,762
	2 保健事業費	27,538
9 公債費		17,021
	1 公債費	1,484
	2 広域化等支援基金償還金	15,537
10 諸支出金		12,304
	1 償還金及び還付加算金	11,601
	2 基金積立金	703
11 予備費		98,491

(単位：千円)

款	項	金額
	1 予備費	98,491
歳出	合計	13,883,865

平成 2 2 年度 伊勢市老人保健医療特別会計予算

平成 2 2 年度 伊勢市の老人保健医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6, 7 1 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1, 0 0 0 千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 支払基金交付金		13
	1 支払基金交付金	13
2 国庫支出金		1
	1 国庫負担金	1
3 県支出金		1
	1 県負担金	1
4 繰入金		6,683
	1 一般会計繰入金	6,683
5 繰越金		10
	1 繰越金	10
6 諸収入		5
	1 延滞金及び加算金	2
	2 雑入	3
歳入合計		6,713

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		1,308
	1 総務管理費	1,308
2 医療諸費		4,390
	1 医療諸費	4,390
3 公債費		4
	1 公債費	4
4 諸支出金		11
	1 償還金	11
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		6,713

平成22年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計予算

平成22年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 249, 457千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200, 000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		973,593
	1 後期高齢者医療保険料	973,593
2 繰入金		1,272,853
	1 一般会計繰入金	1,272,853
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		3,001
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	3,000
歳入合計		2,249,457

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		63,205
	1 総務管理費	57,361
	2 徴収費	5,844
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,182,165
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,182,165
3 公債費		77
	1 公債費	77
4 諸支出金		3,010
	1 償還金及び還付加算金	3,010
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		2,249,457

平成 2 2 年度 伊勢市介護保険特別会計予算

平成 2 2 年度 伊勢市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9, 8 9 4, 3 7 7 千円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 3, 2 3 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定で 6 0 0, 0 0 0 千円、介護サービス事業勘定で 1 0, 0 0 0 千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算 保険事業勘定

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		1,715,205
	1 介護保険料	1,715,205
2 国庫支出金		2,462,102
	1 国庫負担金	1,923,367
	2 国庫補助金	538,735
3 支払基金交付金		2,847,720
	1 支払基金交付金	2,847,720
4 県支出金		1,211,724
	1 県負担金	1,172,086
	2 県補助金	39,638
5 財産収入		1,100
	1 財産運用収入	1,100
6 繰入金		1,656,521
	1 一般会計繰入金	1,483,819
	2 基金繰入金	172,702
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		4
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預金利子	1
	3 雑入	2
歳入合計		9,894,377

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		267,848
	1 総務管理費	121,866
	2 徴収費	24,480
	3 介護認定諸費	121,502
2 保険給付費		9,376,694
	1 介護サービス等諸費	9,376,694
3 地域支援事業費		244,834
	1 地域支援事業費	244,834
4 基金積立金		1,100
	1 基金積立金	1,100
5 公債費		400
	1 公債費	400
6 諸支出金		2,501
	1 償還金及び還付加算金	2,501
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		9,894,377

第 1 表 歳入歳出予算 介護サービス事業勘定

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 サービス費収入		10,742
	1 介護予防給付費収入	10,742
2 繰入金		32,479
	1 一般会計繰入金	32,479
3 諸収入		10
	1 雑入	10
歳入合計		43,231

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業費		43,121
	1 介護予防サービス事業費	43,121
2 公債費		10
	1 公債費	10
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		43,231

平成22年度 伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成22年度 伊勢市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,091千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業収入		12,615
	1 事業収入	12,615
2 県支出金		1,710
	1 県補助金	1,710
3 繰入金		8,665
	1 一般会計繰入金	8,665
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		23,091

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		2,697
	1 総務管理費	2,697
2 公債費		20,394
	1 公債費	20,394
歳 出	合 計	23,091

平成 22 年度 伊勢市農業集落排水事業特別会計予算

平成 22 年度 伊勢市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 61,465 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		451
	1 分担金	451
2 使用料及び手数料		26,850
	1 使用料	26,850
3 繰入金		34,163
	1 他会計繰入金	34,163
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		61,465

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 農業集落排水事業費		43,736
	1 総務費	6,327
	2 維持管理費	37,409
2 公債費		17,729
	1 公債費	17,729
歳 出 合 計		61,465

第 2 表

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
農業集落排水事業使用料 コンビニエンスストア 収納代行業務委託	自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日	40 千円
農業集落排水事業使用料 クレジットカード決済 収納業務委託	自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日	20 千円

平成 2 2 年度 伊勢市土地取得特別会計予算

平成 2 2 年度 伊勢市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 0 1, 0 0 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		1,976
	1 財産運用収入	1,975
	2 財産売払収入	1
2 繰入金		199,023
	1 基金繰入金	199,023
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		201,001

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 用地取得事業費		201,001
	1 管理費	1,976
	2 事業費	199,025
歳 出	合 計	201,001

平成22年度伊勢市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成22年度伊勢市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 病 床 数	322 床
(2) 年 間 患 者 数	入 院 84,496 人
	外 来 164,911 人
	健診・ドック 10,900 人
(3) 1 日 平 均 患 者 数	入 院 231 人
	外 来 679 人
	健診・ドック 39 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(単位：千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 病院事業収益	6,170,236
第1項 医 業 収 益	5,471,680
第2項 健 診 収 益	208,943
第3項 医 業 外 収 益	489,513
第4項 特 別 利 益	100

(単位：千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 病院事業費用	6,206,450
第1項 医 業 費 用	5,960,038
第2項 健 診 費 用	140,700
第3項 医 業 外 費 用	104,612
第4項 特 別 損 失	100
第5項 予 備 費	1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 138,251 千円は、一時借入金で措置するものとする。)

(単位：千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 資 本 的 収 入	100,000
第1項 負 担 金	100,000

(単位：千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 資 本 的 支 出	238,251
第1項 建 設 改 良 費	100,000
第2項 企 業 債 償 還 金	129,751
第3項 投 資	8,500

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用
- (2) 健診費用
- (3) 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位：千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	3,485,351
(2) 交 際 費	780

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。(単位：千円)

項 目	予 定 額
(1) 病院群輪番制病院運営費補助金	7,672

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産購入限度額は1,398,104千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	眼科用手術装置	一式

平成 2 2 年度 伊 勢 市 水 道 事 業 会 計 予 算

(総 則)

第 1 条 平成 2 2 年度伊勢市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 給 水 戸 数	5 4, 5 5 7 戸
(2) 総 給 水 量	1 7, 6 1 9 千m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	4 8, 2 7 1 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	(単位 千円)
ア 原水施設更新事業	2 4, 5 0 0
イ 配水管新設及び改良事業	9 1 1, 7 3 4
ウ 老朽管更新事業	4 2 1, 9 8 8
エ 加圧施設更新事業	3 8, 0 0 0

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第 1 款 水 道 事 業 収 益	3, 0 0 1, 6 3 8
第 1 項 営 業 収 益	2, 9 2 2, 8 9 1
第 2 項 営 業 外 収 益	7 7, 2 9 8
第 3 項 簡 易 水 道 収 益	1, 4 4 9

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第 1 款 水 道 事 業 費 用	2, 4 4 3, 4 8 8
第 1 項 営 業 費 用	2, 1 8 7, 7 7 9
第 2 項 営 業 外 費 用	2 3 9, 9 8 4
第 3 項 簡 易 水 道 費 用	4, 7 2 5
第 4 項 予 備 費	1 1, 0 0 0

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1, 1 2 6, 7 1 3 千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

(単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第 1 款 資 本 的 収 入	5 5 5, 2 4 9
第 1 項 企 業 債	3 1 5, 0 0 0
第 2 項 負 担 金	7 4, 4 4 9
第 3 項 出 資 金	1 6 5, 8 0 0

(単位 千円)

支		出
款 項		予 定 額
第 1 款	資 本 的 支 出	1, 6 8 1, 9 6 2
第 1 項	建 設 改 良 費	1, 4 1 6, 2 8 0
第 2 項	償 還 金	2 6 5, 6 8 2

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
水道料金コンビニエンス ストア収納代行業務委託	自 平成 2 3 年度 至 平成 2 4 年度	3, 2 7 6
水道料金クレジットカード 決済収納業務委託	自 平成 2 2 年度 至 平成 2 3 年度	1, 1 2 0

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 (単位 千円)	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
上水道事業	3 1 5, 0 0 0	証書借入 又は 証券発行	5.0 % 以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 後の利率)	政府資金、地方公 共団体金融機構資 金については、その 融通条件により、銀 行その他の場合に は、その債権者との 協定によるものと する。 ただし、財政の都 合により据置期間 及び償還期限を短 縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借 換えすることができる。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、5 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 簡易水道費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	311,922

(他会計からの補助金)

第10条 水道料金軽減措置等のため、一般会計から繰入れを受ける金額は、51,053千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、50,000千円と定める。

平成 2 2 年 度 伊 勢 市 下 水 道 事 業 会 計 予 算

(総 則)

第 1 条 平成 2 2 年 度 伊 勢 市 下 水 道 事 業 会 計 の 予 算 は、次 に 定 め る と ころ に よ る。

(業 務 の 予 定 量)

第 2 条 業 務 の 予 定 量 は、次 の と お り と す る。

項 目	予 定 量
(1) 排 水 戸 数	1 4, 2 2 3 戸
(2) 総 排 水 量	4, 3 0 5 千 m ³
(3) 一 日 平 均 排 水 量	1 1, 7 9 5 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業 の 概 要	(単 位 千 円)
ア 汚 水 管 渠 敷 設 事 業	1, 7 8 9, 2 7 0
イ 処 理 場 整 備 事 業	5, 0 0 0
ウ 処 理 場 更 新 事 業	1 0, 8 0 0
エ 雨 水 管 渠 敷 設 事 業	3 9, 9 4 6
オ 雨 水 管 渠 更 新 事 業	1 1, 3 5 0
カ ポ ン プ 場 築 造 事 業	1 5 3, 4 0 0
キ ポ ン プ 場 更 新 事 業	1 0, 0 5 0

(収 益 的 収 入 及 び 支 出)

第 3 条 収 益 的 収 入 及 び 支 出 の 予 定 額 は、次 の と お り と 定 め る。 (単 位 千 円)

収 入	
款 項	予 定 額
第 1 款 下 水 道 事 業 収 益	2, 0 5 8, 5 2 5
第 1 項 営 業 収 益	8 1 3, 7 7 5
第 2 項 営 業 外 収 益	1, 2 4 4, 7 5 0

(単 位 千 円)

支 出	
款 項	予 定 額
第 1 款 下 水 道 事 業 費 用	2, 3 5 4, 6 6 0
第 1 項 営 業 費 用	1, 7 1 8, 1 6 9
第 2 項 営 業 外 費 用	6 3 1, 9 9 1
第 3 項 予 備 費	4, 5 0 0

(資 本 的 収 入 及 び 支 出)

第 4 条 資 本 的 収 入 及 び 支 出 の 予 定 額 は、次 の と お り と 定 め る。(資 本 的 収 入 額 が 資 本 的 支 出 額 に 対 し 不 足 す る 額 6 8 8, 9 7 7 千 円 は、過 年 度 分 損 益 勘 定 留 保 資 金 等 で 補 て ん す る も の と す る。)

(単 位 千 円)

収 入	
款 項	予 定 額
第 1 款 資 本 的 収 入	2, 5 7 9, 5 4 4
第 1 項 企 業 債	1, 3 8 1, 0 0 0
第 2 項 負 担 金	5 2 3, 7 4 4
第 3 項 国 庫 補 助 金	6 7 4, 8 0 0

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第 1 款 資 本 的 支 出	3, 2 6 8, 5 2 1
第 1 項 建 設 改 良 費	2, 4 9 3, 0 3 3
第 2 項 企 業 債 償 還 金	7 7 0, 7 2 7
第 3 項 受 益 者 負 担 金 返 還 金	5 5 0
第 4 項 諸 支 出 金	4, 2 1 1

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額 (単位 千円)
平成 2 2 年度水洗便所等改造資金 融資あっせんに伴う利子補給金	自 平成 2 3 年度 至 平成 2 7 年度	2 0 0
平成 2 2 年度水洗便所等改造資金 助成金	自 平成 2 2 年度 至 平成 2 3 年度	7 6 0
平成 2 2 年度浄化槽雨水貯留施設 転用補助金	自 平成 2 2 年度 至 平成 2 3 年度	1 5 0
下水道使用料コンビニエンススト ア収納代行業務委託	自 平成 2 3 年度 至 平成 2 4 年度	8 1 4
下水道使用料クレジットカード決 済収納業務委託	自 平成 2 2 年度 至 平成 2 3 年度	2 2 0

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 (単位 千円)	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域関連公共下水道 事業	9 1 0, 5 0 0	証書借入 又は 証券発行	5.0 % 以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 後の利率)	政府資金・特定資金 及び地方公共団体金 融機構資金につい ては、その融通条件に よって、銀行その他の場 合には、その債権者との 協定によるものとする。 ただし、財政の都合 により据置期間及び 償還期限を短縮し、又 は繰上償還もしくは 低利に借換えするこ とができる。
流域下水道事業	4 7 0, 5 0 0			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、2, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	275,501

(他会計からの補助金)

第10条 下水道使用料軽減措置等のため、一般会計から繰入れを受ける金額は、373,039千円である。

平成22年度 伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計予算

(総則)

第1条 平成22年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

入居居室数 9室

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 グループホーム事業収益	39,168千円
第1項 営業収益	39,167千円
第2項 営業外収益	1千円

支出

第1款 グループホーム事業費用	41,245千円
第1項 営業費用	41,210千円
第2項 営業外費用	35千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,889千円は、過年度分損益勘定留保資金1,889千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	0千円
-----------	-----

支出

第1款 資本的支出	1,889千円
第1項 企業債償還金	1,889千円

(一時借入金)

第5条 借入金の限度額は、7,000千円と定める。

平成 2 2 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 1 号）

平成 2 2 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額 4 1, 4 3 6, 0 9 2 千円は変更せず、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 労働費		151,777	964	152,741
	1 労働諸費	151,777	964	152,741
15 予備費		50,000	△964	49,036
	1 予備費	50,000	△964	49,036
歳 出 合 計		41,436,092	0	41,436,092

平成 2 1 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 10 号）

平成 2 1 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、7 3 5，5 2 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、4 2，2 5 9，6 7 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		15,800,000	△50,000	15,750,000
	1 市民税	7,170,500	△50,000	7,120,500
3 利子割交付金		90,000	△30,000	60,000
	1 利子割交付金	90,000	△30,000	60,000
4 配当割交付金		30,000	△10,000	20,000
	1 配当割交付金	30,000	△10,000	20,000
8 自動車取得税交付金		160,000	△29,999	130,001
	1 自動車取得税交付金	160,000	△29,999	130,001
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		50,000	△385	49,615
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	50,000	△385	49,615
10 地方特例交付金		180,000	47,736	227,736
	1 地方特例交付金	130,000	40,351	170,351
	2 特別交付金	50,000	7,385	57,385
11 地方交付税		8,235,090	871,957	9,107,047
	1 地方交付税	8,235,090	871,957	9,107,047
12 交通安全対策特別交付金		24,000	△2,100	21,900
	1 交通安全対策特別交付金	24,000	△2,100	21,900
13 分担金及び負担金		977,149	△6,917	970,232
	1 分担金	1,000	△1,000	0
	2 負担金	976,149	△5,917	970,232
14 使用料及び手数料		360,285	△785	359,500
	1 使用料	294,508	3,447	297,955
	2 手数料	65,777	△4,232	61,545
15 国庫支出金		4,854,313	246,337	5,100,650
	1 国庫負担金	3,129,948	△75,526	3,054,422
	2 国庫補助金	1,684,533	325,520	2,010,053
	3 委託金	39,832	△3,657	36,175
16 県支出金		2,492,442	94,600	2,587,042
	1 県負担金	1,139,039	24,697	1,163,736

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 県補助金	1,009,745	94,606	1,104,351
	3 委託金	343,658	△24,703	318,955
17 財産収入		84,553	1,741	86,294
	1 財産運用収入	59,443	△4,433	55,010
	2 財産売却収入	25,110	6,174	31,284
18 寄附金		24,335	6,660	30,995
	1 寄附金	24,335	6,660	30,995
19 繰入金		2,343,510	△1,619,333	724,177
	1 基金繰入金	2,343,510	△1,619,333	724,177
21 諸収入		770,476	97,367	867,843
	2 市預金利子	1,000	1,000	2,000
	3 貸付金元利収入	41,923	△31,793	10,130
	4 受託事業収入	37,815	△9,386	28,429
	5 雑入	684,738	137,546	822,284
22 市債		4,803,100	△352,400	4,450,700
	1 市債	4,803,100	△352,400	4,450,700
歳入合計		42,995,198	△735,521	42,259,677

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		341,244	△10,406	330,838
	1 議 会 費	341,244	△10,406	330,838
2 総 務 費		4,585,136	△54,881	4,530,255
	1 総務管理費	3,579,557	55,928	3,635,485
	2 地域振興費	16,218	△3,070	13,148
	3 徴 税 費	456,192	△11,427	444,765
	4 戸籍住民基本台帳費	199,185	△10,290	188,895
	5 選 挙 費	274,599	△85,310	189,289
	6 統計調査費	28,877	△770	28,107
	7 監査委員費	30,508	58	30,566
3 民 生 費		13,685,693	△106,711	13,578,982
	1 社会福祉費	3,481,307	48,382	3,529,689
	2 老人福祉費	3,221,484	△82,637	3,138,847
	3 児童福祉費	4,714,399	△127,510	4,586,889
	4 生活保護費	2,182,979	56,956	2,239,935
	5 人権政策費	71,838	△1,884	69,954
	6 国民年金事務費	13,686	△18	13,668
4 衛 生 費		4,368,242	△37,873	4,330,369
	1 保健衛生費	2,114,061	98,864	2,212,925
	2 清 掃 費	2,254,181	△136,737	2,117,444
5 労 働 費		162,105	△44,119	117,986
	1 労働諸費	162,105	△44,119	117,986
6 農林水産業費		1,181,513	△42,815	1,138,698
	1 農 業 費	847,280	△9,360	837,920
	2 林 業 費	37,230	△3,062	34,168
	3 水産業費	297,003	△30,393	266,610
7 商 工 費		238,637	△19,501	219,136
	1 商 工 費	238,637	△19,501	219,136
8 観 光 費		296,649	△7,790	288,859
	1 観 光 費	296,649	△7,790	288,859

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 土木費		5,187,948	△222,810	4,965,138
	1 土木管理費	213,017	△6,912	206,105
	2 道路橋梁費	1,057,357	53,583	1,110,940
	3 河川費	629,059	△101,990	527,069
	4 港湾海岸費	27,429	△464	26,965
	5 都市計画費	2,997,208	△132,178	2,865,030
	6 住宅費	263,878	△34,849	229,029
10 消防費		2,104,387	350,243	2,454,630
	1 消防費	2,104,387	350,243	2,454,630
11 教育費		5,087,246	△429,940	4,657,306
	1 教育総務費	1,167,252	△58,569	1,108,683
	2 小学校費	683,225	△44,323	638,902
	3 中学校費	1,373,478	△218,731	1,154,747
	4 幼稚園費	188,012	△11,493	176,519
	5 社会教育費	588,411	△18,039	570,372
	6 保健体育費	1,086,868	△78,785	1,008,083
12 災害復旧費		66,589	△7,221	59,368
	2 公共土木施設災害復旧費	65,268	△7,221	58,047
13 公債費		5,628,807	△101,697	5,527,110
	1 公債費	5,628,807	△101,697	5,527,110
歳出合計		42,995,198	△735,521	42,259,677

第 2 表 継 続 費 補 正

変 更

款	項	事業名	区分	総額 (千円)	年度	年割額 (千円)
9 土木費	2 道路橋梁費	柏東大淀線整備事業 (平成21年度継続費)	補正前	81,105	平成 21 年度	34,314
					平成 22 年度	46,791
			補正後	80,402	平成 21 年度	29,814
					平成 22 年度	50,588
	3 河川費	準用河川大堀川支川 改修事業 (平成20年度継続費)	補正前	150,551	平成 20 年度	32,599
					平成 21 年度	117,952
			補正後	150,226	平成 20 年度	32,599
					平成 21 年度	117,627
		準用河川大堀川支川 改修事業 (平成21年度継続費)	補正前	235,085	平成 21 年度	65,417
					平成 22 年度	169,668
			補正後	225,288	平成 21 年度	64,303
					平成 22 年度	160,985
神久排水機場整備事業	補正前	250,214	平成 20 年度	100,214		
			平成 21 年度	150,000		
	補正後	160,362	平成 20 年度	100,214		
			平成 21 年度	60,148		
11 教育費	3 中学校費	厚生中学校校舎改築 事業	補正前	1,415,868	平成 21 年度	285,279
					平成 22 年度	1,130,589
			補正後	1,103,129	平成 21 年度	211,253
					平成 22 年度	891,876
		五十鈴中学校校舎改築 事業	補正前	1,333,507	平成 21 年度	268,716
					平成 22 年度	1,064,791
			補正後	982,844	平成 21 年度	187,198
					平成 22 年度	795,646

第 3 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額(千円)
2 総務費	1 総務管理費	総務管理経費	5,000
3 民生費	2 老人福祉費	老人福祉施設等建設補助金	62,799
	3 児童福祉費	子ども手当事務費	12,000
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業出資金	18,000
		准看護学校施設整備補助金	50,000
	2 清掃費	廃棄物集積所設置補助金	132,500
6 農林水産業費	1 農業費	農村振興整備事業	25,000
		経営体育成基盤整備事業負担金	7,587
		県営かんがい排水事業負担金	72,166
		県営ふるさと農道整備事業負担金	38,500
9 土木費	2 道路橋梁費	県営事業負担金(道路)	7,240
		道路整備事業	107,520
	4 港湾海岸費	県営事業負担金(港湾)	3,600
		海岸環境整備経費	13,000

款	項	事業名	金額(千円)
9 土木費	5 都市計画費	県営事業負担金(街路)	22,917
		公園整備事業	945
10 消防費	1 消防費	消防自動車購入事業	110,221
		防災行政無線整備事業	334,671
11 教育費	2 小学校費	小学校整備事業	91,830
	3 中学校費	中学校整備事業	42,099
	5 社会教育費	観光文化会館施設維持補修事業	43,239

変更

款	項	事業名	区分	金額(千円)
9 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業	補正前	27,200
			補正後	42,320
	5 都市計画費	市街地活性化事業	補正前	89,632
			補正後	144,983
		交通施設バリアフリー化事業	補正前	69,566
			補正後	70,899
12 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	河川災害復旧事業	補正前	24,400
			補正後	26,170

第 4 表 地 方 債 補 正

追 加

起 債 の 目 的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
水 道 事 業 出 資 債	65,600	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り 入れる政府資金 及び地方公共団 体金融機構資金 について、利率 の見直しを行っ た後においては 当該見直し後の 利率)	政府資金・特定資 金、地方公共団体 金融機構資金に ついてはその融 通条件により、銀 行その他の場合 にはその債権者 との協定による ものとする。 ただし、市財政 の都合により据 置期間及び償還 期限を短縮し、 又は繰上償還も しくは低利に借 換えすることが できる。
自 然 災 害 防 止 事 業 債	22,600			
道 路 橋 梁 災 害 復 旧 事 業 債	2,500			

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
市 町 村 合 併 特 例 事 業 債	2,480,000	2,124,200
た め 池 整 備 事 業 債	3,800	3,400
農 道 ・ 農 業 用 排 水 路 整 備 事 業 債	14,800	6,300
漁 港 整 備 事 業 債	44,200	39,400

起債の目的	限度額 (千円)	
	補正前	補正後
防衛施設周辺整備事業債	88,400	79,800
河川等整備事業債	117,700	66,200
公営住宅整備事業債	29,200	24,100
消防施設整備事業債	21,100	16,000
河川災害復旧事業債	20,700	17,400

平成 21 年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

平成 21 年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、66,053 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、13,392,953 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		3,662,546	△143,102	3,519,444
	1 国民健康保険料	3,662,546	△143,102	3,519,444
2 国民健康保険税		4,227	2,023	6,250
	1 国民健康保険税	4,227	2,023	6,250
3 国庫支出金		3,144,252	△75,024	3,069,228
	1 国庫負担金	2,443,594	76,369	2,519,963
	2 国庫補助金	700,658	△151,393	549,265
4 療養給付費等交付金		498,652	△91,097	407,555
	1 療養給付費等交付金	498,652	△91,097	407,555
5 前期高齢者交付金		3,312,117	48,039	3,360,156
	1 前期高齢者交付金	3,312,117	48,039	3,360,156
6 県支出金		556,149	△94,573	461,576
	1 県負担金	66,812	△1,452	65,360
	2 県補助金	489,337	△93,121	396,216
7 共同事業交付金		1,374,011	△28,004	1,346,007
	1 共同事業交付金	1,374,011	△28,004	1,346,007
8 財産収入		1,163	△616	547
	1 財産運用収入	1,163	△616	547
9 繰入金		842,864	141,232	984,096
	1 他会計繰入金	642,864	71,232	714,096
	2 基金繰入金	200,000	70,000	270,000
10 繰越金		1	173,649	173,650
	1 繰越金	1	173,649	173,650
11 諸収入		63,024	1,420	64,444
	1 延滞金、加算金及び過料	4,560	1,766	6,326
	3 雑入	58,454	△346	58,108
歳入合計		13,459,006	△66,053	13,392,953

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		238,878	△8,521	230,357
	1 総務管理費	212,897	△6,570	206,327
	2 賦課徴収費	24,785	△1,448	23,337
	3 運営協議会費	574	△306	268
	4 趣旨普及費	622	△197	425
2 保険給付費		9,271,498	△18,259	9,253,239
	1 療養諸費	8,309,329	△36,825	8,272,504
	2 高額療養費	880,280	36,852	917,132
	3 移送費	889	△666	223
	4 出産育児諸費	67,200	△15,820	51,380
	5 葬祭諸費	13,800	△1,800	12,000
3 後期高齢者支援金等		1,650,623	2,748	1,653,371
	1 後期高齢者支援金等	1,650,623	2,748	1,653,371
4 前期高齢者納付金等		5,275	△572	4,703
	1 前期高齢者納付金等	5,275	△572	4,703
6 介護納付金		575,539	△2,057	573,482
	1 介護納付金	575,539	△2,057	573,482
7 共同事業拠出金		1,413,911	△29,064	1,384,847
	1 共同事業拠出金	1,413,911	△29,064	1,384,847
8 保健事業費		173,742	△18,897	154,845
	1 特定健康診査等事業費	144,469	△15,340	129,129
	2 保健事業費	29,273	△3,557	25,716
9 公債費		18,199	△2,088	16,111
	1 公債費	2,662	△2,088	574
10 諸支出金		14,264	7,503	21,767
	1 償還金及び還付加算金	13,101	△1,800	11,301
	2 基金積立金	1,163	9,303	10,466
11 予備費		96,948	3,154	100,102
	1 予備費	96,948	3,154	100,102
歳 出 合 計		13,459,006	△66,053	13,392,953

平成 21 年度 伊勢市老人保健医療特別会計補正予算（第 2 号）

平成 21 年度 伊勢市の老人保健医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、14,701 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、36,105 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 支払基金交付金		52	323	375
	1 支払基金交付金	52	323	375
2 国庫支出金		1	△1	0
	1 国庫負担金	1	△1	0
3 県支出金		1	△1	0
	1 県負担金	1	△1	0
4 繰入金		24,596	△21,527	3,069
	1 一般会計繰入金	24,596	△21,527	3,069
6 諸収入		6	6,505	6,511
	3 雑入	3	6,505	6,508
歳入合計		50,806	△14,701	36,105

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		1,871	△495	1,376
	1 総務管理費	1,871	△495	1,376
2 医療諸費		21,736	△14,206	7,530
	1 医療諸費	21,736	△14,206	7,530
歳 出 合 計		50,806	△14,701	36,105

平成 2 1 年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)

平成 2 1 年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2 0, 6 0 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2, 1 8 5, 0 1 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		958,120	△28,148	929,972
	1 後期高齢者医療保険料	958,120	△28,148	929,972
2 繰入金		1,203,286	△17,291	1,185,995
	1 一般会計繰入金	1,203,286	△17,291	1,185,995
3 繰越金		10	37,906	37,916
	1 繰越金	10	37,906	37,916
4 諸収入		3,001	28,135	31,136
	2 雑入	3,000	28,135	31,135
歳入合計		2,164,417	20,602	2,185,019

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		59,275	△5,577	53,698
	1 総務管理費	52,448	△3,252	49,196
	2 徴収費	6,827	△2,325	4,502
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,101,051	△10,338	2,090,713
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,101,051	△10,338	2,090,713
4 諸支出金		3,010	36,517	39,527
	1 償還金及び還付加算金	3,010	36,517	39,527
歳 出 合 計		2,164,417	20,602	2,185,019

平成21年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成21年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、160,890千円を追加し、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、9,531,074千円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、5,342千円を減額し、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、35,163千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		1,693,542	19,638	1,713,180
	1 介護保険料	1,693,542	19,638	1,713,180
2 国庫支出金		2,306,977	△143,524	2,163,453
	1 国庫負担金	1,795,213	△186,828	1,608,385
	2 国庫補助金	511,764	43,304	555,068
3 支払基金交付金		2,674,594	15,529	2,690,123
	1 支払基金交付金	2,674,594	15,529	2,690,123
4 県支出金		1,140,299	197,473	1,337,772
	1 県負担金	1,100,021	197,251	1,297,272
	2 県補助金	40,278	222	40,500
5 財産収入		1,000	△513	487
	1 財産運用収入	1,000	△513	487
6 繰入金		1,495,038	59,333	1,554,371
	1 一般会計繰入金	1,401,656	10,392	1,412,048
	2 基金繰入金	93,382	48,941	142,323
7 繰越金		58,730	12,821	71,551
	1 繰越金	58,730	12,821	71,551
8 諸収入		4	133	137
	1 延滞金、加算金及び過料	1	133	134
歳入合計		9,370,184	160,890	9,531,074

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		255,337	△6,149	249,188
	1 総務管理費	115,720	△2,025	113,695
	2 徴収費	25,530	△1,000	24,530
	3 介護認定諸費	114,087	△3,124	110,963
2 保険給付費		8,800,171	190,450	8,990,621
	1 介護サービス等諸費	8,800,171	190,450	8,990,621
3 地域支援事業費		251,046	△22,898	228,148
	1 地域支援事業費	251,046	△22,898	228,148
4 基金積立金		1,000	△513	487
	1 基金積立金	1,000	△513	487
歳 出 合 計		9,370,184	160,890	9,531,074

第 1 表 歳入歳出予算補正 介護サービス事業勘定

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 サービス費収入		10,742	4,650	15,392
	1 介護予防給付費収入	10,742	4,650	15,392
2 繰入金		29,752	△10,026	19,726
	1 一般会計繰入金	29,752	△10,026	19,726
3 繰越金		1	△1	0
	1 繰越金	1	△1	0
4 諸収入		10	35	45
	1 雑入	10	35	45
歳入合計		40,505	△5,342	35,163

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		40,395	△5,342	35,053
	1 介護予防サービス 事業費	40,395	△5,342	35,053
歳 出	合 計	40,505	△5,342	35,163

平成 21 年度 伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計 補正予算（第 1 号）

平成 21 年度 伊勢市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、285 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、51,098 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		14,112	7,638	21,750
	1 事業収入	14,112	7,638	21,750
2 県支出金		1,698	△15	1,683
	1 県補助金	1,698	△15	1,683
3 繰入金		35,472	△8,733	26,739
	1 一般会計繰入金	35,472	△8,733	26,739
4 繰越金		100	826	926
	1 繰越金	100	826	926
5 諸収入		1	△1	0
	1 雑入	1	△1	0
歳入合計		51,383	△285	51,098

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		2,462	△285	2,177
	1 総務管理費	2,462	△285	2,177
歳 出	合 計	51,383	△285	51,098

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		2,226	△764	1,462
	1 財産運用収入	2,226	△764	1,462
2 繰入金		30,145	△30,105	40
	1 基金繰入金	30,145	△30,105	40
3 繰越金		1	△1	0
	1 繰越金	1	△1	0
4 諸収入		11,293	△1	11,292
	2 雑入	1	△1	0
歳入合計		43,665	△30,871	12,794

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		13,665	△871	12,794
	1 総務管理費	13,665	△871	12,794
2 事業費		30,000	△30,000	0
	1 事業費	30,000	△30,000	0
歳 出	合 計	43,665	△30,871	12,794

平成 21 年度 伊勢市まちなみ保全事業特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 21 年度 伊勢市のまちなみ保全事業特別会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、30,871 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12,794 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年度 伊勢市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)

平成21年度 伊勢市の農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、371千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、89,405千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		301	600	901
	1 分担金	301	600	901
2 使用料及び手数料		25,316	1,267	26,583
	1 使用料	25,316	1,267	26,583
3 繰入金		64,158	△11,190	52,968
	1 他会計繰入金	64,158	△11,190	52,968
4 繰越金		1	8,952	8,953
	1 繰越金	1	8,952	8,953
歳入合計		89,776	△371	89,405

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業集落排水事業費		44,141	△371	43,770
	1 総務費	6,166	△371	5,795
歳 出	合 計	89,776	△371	89,405

平成21年度 伊勢市土地取得特別会計補正予算（第1号）

平成21年度 伊勢市の土地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、148,584千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、54,831千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		4,390	△1,383	3,007
	1 財産運用収入	4,389	△1,383	3,006
2 繰入金		199,023	△148,000	51,023
	1 基金繰入金	199,023	△148,000	51,023
4 諸収入		1	799	800
	1 雑入	1	799	800
歳入合計		203,415	△148,584	54,831

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 用地取得事業費		203,415	△148,584	54,831
	1 管理費	4,390	△584	3,806
	2 事業費	199,025	△148,000	51,025
歳 出	合 計	203,415	△148,584	54,831

平成21年度伊勢市病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成21年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(2) 年間患者数	入院	△ 19,204人	84,091人
	外来	△ 9,025人	160,375人
	健診・ドック	△ 13人	11,037人
(3) 1日平均患者数	入院	△ 53人	230人
	外来	△ 37人	663人
	健診・ドック	0人	38人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位：千円）

収 入		既決予定額	補正予定額	計
款	項			
第1款	病院事業収益	6,423,920	△ 386,464	6,037,456
第1項	医療収益	5,820,325	△ 457,539	5,362,786
第2項	健診収益	217,485	△ 12,566	204,919
第3項	医療外収益	386,010	83,641	469,651

（単位：千円）

支 出		既決予定額	補正予定額	計
款	項			
第1款	病院事業費用	6,297,876	280	6,298,156
第1項	医療費用	5,981,967	8,694	5,990,661
第2項	健診費用	150,330	△ 16,404	133,926
第3項	医療外費用	164,479	6,927	171,406
第4項	特別損失	100	1,063	1,163

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「107,822千円」を「110,322千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位：千円）

支 出		既決予定額	補正予定額	計
款	項			
第1款	資本的支出	207,822	2,500	210,322
第3項	投資	0	2,500	2,500

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第5条 予算第6条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（単位：千円）

項 目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	3,580,474	35,527	3,616,001
(2) 交際費	880	△ 100	780

（他会計からの補助金）

第6条 予算第7条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

（単位：千円）

項 目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 病院群輪番制病院運営費補助金	7,725	53	7,778

(たな卸資産購入限度額)

第7条 予算第8条に定めたたな卸資産購入限度額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計
	た な 卸 資 産 購 入 限 度 額	1,388,397	△ 21,447	1,366,950

平成21年度 伊勢市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成21年度伊勢市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成21年度伊勢市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(1) 給 水 戸 数	54,524 戸	△102 戸	54,422 戸
(2) 総 給 水 量	17,968 千m ³	△141 千m ³	17,827 千m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	49,227 m ³	△386 m ³	48,841 m ³
(4) 主要な建設改良工事の概要			
ア 原水施設更新工事	1,500 千円	△607 千円	893 千円
イ 配水管新設及び改良工事	826,147 千円	△119,985 千円	706,162 千円
ウ 老朽管更新工事	429,511 千円	△54,200 千円	375,311 千円
エ 加圧施設更新工事	35,000 千円	△22,572 千円	12,428 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

収		入		
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 水道事業収益	3,028,257	△19,425	3,008,832	
第1項 営業収益	2,947,405	△14,009	2,933,396	
第2項 営業外収益	79,259	△5,400	73,859	
第3項 簡易水道収益	1,593	△16	1,577	

(単位 千円)

支		出	
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	2,539,943	△7,748	2,532,195
第1項 営業費用	2,277,980	△6,070	2,271,910
第2項 営業外費用	245,779	△13,119	232,660
第3項 簡易水道費用	5,184	△227	4,957
第5項 特別損失	0	11,668	11,668

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,118,004千円」を「933,848千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

収		入	
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	480,535	△13,348	467,187
第1項 企業債	350,700	△113,700	237,000
第2項 負担金	129,835	31,120	160,955
第3項 出資金	0	65,600	65,600
第4項 固定資産売却代金	0	3,632	3,632

(単位 千円)

支		出	
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	1,598,539	△197,504	1,401,035
第1項 建設改良費	1,316,618	△197,504	1,119,114

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額 (単位 千円)	利 率	償還の方法	限度額 (単位 千円)	利 率	償還の方法
上水道事業	350,700	5.0 % 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公営企業等金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金、地方公営企業等金融機構資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	237,000	5.0 % 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

平成21年度 伊勢市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成21年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成21年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(1) 排水戸数	12,719 戸	90 戸	12,809 戸
(2) 総排水量	3,793 千 m^3	90 千 m^3	3,883 千 m^3
(3) 一日平均排水量	10,392 m^3	246 m^3	10,638 m^3
(4) 主要な建設改良工事の概要			
ア 汚水管渠敷設工事	2,771,128 千円	△2,149 千円	2,768,979 千円
エ ポンプ場築造工事	322,000 千円	△94,500 千円	227,500 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

収 入			
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業収益	2,046,222	178,751	2,224,973
第1項 営業収益	733,673	8,628	742,301
第2項 営業外収益	1,312,549	170,123	1,482,672

（単位 千円）

支 出			
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業費用	2,273,897	△58,851	2,215,046
第1項 営業費用	1,645,841	△21,260	1,624,581
第2項 営業外費用	623,556	△37,591	585,965

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「700,689千円」を「747,542千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

収		入	
款 項	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	3,415,614	△96,036	3,319,578
第1項 企業債	1,713,500	47,600	1,761,100
第2項 負担金	531,996	△143,636	388,360

(単位 千円)

支		出	
款 項	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	4,116,303	△49,183	4,067,120
第1項 建設改良費	3,383,613	△50,220	3,333,393
第2項 企業債償還金	730,354	237	730,591
第4項 諸支出金	1,786	800	2,586

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
流域下水道事業	261,100	308,700

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職員給与費	286,121	△14,788	271,333

(他会計からの補助金)

第7条 予算第10条に定めた一般会計から繰入れを受ける金額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
一般会計から繰入れを受ける金額	461,359	128,582	589,941

平成21年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成21年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

第1款 グループホーム事業収益	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	37,674 千円	93 千円	37,767 千円
第1項 営業収益	37,673 千円	93 千円	37,766 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

第1款 資本的収入	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	3,195 千円	0 千円	3,195 千円
第1項 負担金	3,195 千円	△3,195 千円	0 千円
第2項 補助金	0 千円	3,195 千円	3,195 千円

（他会計からの補助金）

第4条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。

消防設備（スプリンクラー）設置工事費補助金	3,195 千円
-----------------------	----------

平成 2 1 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 11 号）

平成 2 1 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、4 9 9, 2 3 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、4 2, 7 5 8, 9 1 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		9,107,047	38,863	9,145,910
	1 地方交付税	9,107,047	38,863	9,145,910
15 国庫支出金		5,100,650	276,132	5,376,782
	2 国庫補助金	2,010,053	276,132	2,286,185
18 寄附金		30,995	738	31,733
	1 寄附金	30,995	738	31,733
22 市債		4,450,700	183,500	4,634,200
	1 市債	4,450,700	183,500	4,634,200
歳入合計		42,259,677	499,233	42,758,910

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,530,255	43,000	4,573,255
	1 総務管理費	3,635,485	43,000	3,678,485
3 民生費		13,578,982	40,855	13,619,837
	1 社会福祉費	3,529,689	5,557	3,535,246
	3 児童福祉費	4,586,889	35,298	4,622,187
4 衛生費		4,330,369	9,940	4,340,309
	1 保健衛生費	2,212,925	9,940	2,222,865
5 労働費		117,986	740	118,726
	1 労働諸費	117,986	740	118,726
6 農林水産業費		1,138,698	72,500	1,211,198
	1 農業費	837,920	72,000	909,920
	2 林業費	34,168	500	34,668
8 観光費		288,859	1,598	290,457
	1 観光費	288,859	1,598	290,457
9 土木費		4,965,138	236,600	5,201,738
	2 道路橋梁費	1,110,940	231,600	1,342,540
	5 都市計画費	2,865,030	5,000	2,870,030
10 消防費		2,454,630	28,800	2,483,430
	1 消防費	2,454,630	28,800	2,483,430
11 教育費		4,657,306	65,200	4,722,506
	2 小学校費	638,902	19,776	658,678
	3 中学校費	1,154,747	8,190	1,162,937
	4 幼稚園費	176,519	6,902	183,421
	5 社会教育費	570,372	30,332	600,704
歳 出 合 計		42,259,677	499,233	42,758,910

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額(千円)
2 総務費	1 総務管理費	市史編さん事業	5, 256
		庁舎等整備経費	43, 000
3 民生費	1 社会福祉費	福祉健康センター施設改修事業	3, 007
		障害者福祉運営対策経費	2, 550
	3 児童福祉費	市立保育所施設整備事業	35, 298
4 衛生費	1 保健衛生費	共同墓地整備事業補助金	9, 940
5 労働費	1 労働諸費	やすらぎ公園プール整備事業	740
6 農林水産業費	1 農業費	農道整備事業	15, 000
		農業用排水路整備事業	15, 000
		排水機場整備事業	42, 000
	2 林業費	環境保全林管理経費	500
8 観光費	1 観光費	海水浴場管理運営事業	1, 598
9 土木費	2 道路橋梁費	道路維持事業	36, 500
	5 都市計画費	公園施設管理事業	5, 000

款	項	事業名	金額(千円)
10 消防費	1 消防費	消防施設整備事業	24,974
		水害予防事業	3,826
11 教育費	4 幼稚園費	幼稚園整備事業	6,902
	5 社会教育費	公民館管理運営経費	17,084
		図書館運営経費	4,308
		生涯学習センター施設維持管理経費	8,940

変更

款	項	事業名	区分	金額(千円)
9 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業	補正前	42,320
			補正後	237,420
11 教育費	2 小学校費	小学校整備事業	補正前	91,830
			補正後	111,606
	3 中学校費	中学校整備事業	補正前	42,099
			補正後	50,289

第 3 表 地 方 債 補 正

追 加

起 債 の 目 的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
排 水 機 整 備 事 業 債	24,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り 入れる政府資金 及び地方公共団 体金融機構資金 について、利率 の見直しを行っ た後においては 当該見直し後の 利率)	政府資金・特定資 金、地方公共団体 金融機構資金に ついてはその融 通条件により、銀 行その他の場合 にはその債権者 との協定による ものとする。 ただし、市財政 の都合により据 置期間及び償還 期限を短縮し、 又は繰上償還も しくは低利に借 換えすることが できる。

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
市 町 村 合 併 特 例 事 業 債	2,124,200	2,266,400
農道・農業用排水路整備事業債	6,300	22,900

平成 2 1 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 12 号）

平成 2 1 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 12 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額 4 2, 7 5 8, 9 1 0 千円は変更せず、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		9,145,910	1,137	9,147,047
	1 地方交付税	9,145,910	1,137	9,147,047
15 国庫支出金		5,376,782	235,823	5,612,605
	2 国庫補助金	2,286,185	235,823	2,522,008
19 繰入金		724,177	△18,460	705,717
	1 基金繰入金	724,177	△18,460	705,717
22 市債		4,634,200	△218,500	4,415,700
	1 市債	4,634,200	△218,500	4,415,700
歳入合計		42,758,910	0	42,758,910

第 2 表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
市 町 村 合 併 特 例 事 業 債	2, 2 6 6, 4 0 0	2, 1 1 1, 4 0 0
漁 港 整 備 事 業 債	3 9, 4 0 0	0
公 営 住 宅 整 備 事 業 債	2 4, 1 0 0	0

伊勢市告示第 22 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき地縁による団体を次のとおり認可しました。

平成 22 年 4 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 名称

藤ヒルズ自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同作業を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

(1) 広報、回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦

(2) 美化、清掃等区域内の環境の整備

(3) 集会所用地、公園、緑地、施設等の維持管理

(4) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること

3 区域

本会の区域は、伊勢市藤里町 188 番地 3 から 189 番地 100 まで、385 番地 1 から 387 番地 7 までの区域とする。

4 事務所

本会の事務所は、会長宅に置く。

5 代表者の氏名及び住所

河原 昭剛

伊勢市藤里町 189 番地 43

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

1. 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

9 認可年月日

平成 22 年 4 月 1 日

伊勢市告示第 23 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 22 年 4 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
小俣 20 号線	小俣町明野 1801 番 3 地先から 小俣町明野 1801 番 3 地先まで

供用開始の期日 平成 22 年 4 月 1 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 24 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 22 年 4 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
桧尻川 22-1 号線	船江四丁目地内		
	一之木五丁目地内		
川端中須 22-2 号線	川端町字通柳地内		
	中須町字西ノ側地内		
川端中須 22-3 号線	中須町字西ノ側地内		
	中須町字西ノ側地内		
北明野 22-4 号線	小俣町明野地内		
	小俣町明野地内		
北明野 22-5 号線	小俣町明野地内		
	小俣町明野地内		
北明野 22-6 号線	小俣町明野地内		
	小俣町明野地内		

北明野 22-7 号線	小俣町明野地内		
	小俣町明野地内		
北明野 22-8 号線	小俣町明野地内		
	小俣町明野地内		
北明野 22-9 号線	小俣町明野地内		
	小俣町明野地内		

伊勢市告示第 25 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 22 年 4 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	伊勢玉城線	上地町字湯田 4970 番地先から 上地町字湯田 4970 番地先まで	旧	8.5~8.6	27.7
			新	11.0~11.2	33.2

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 26 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のように市道の路線を廃止しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 22 年 4 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
新村 1 号線	小俣町新村地内		
	小俣町新村地内		
小俣明野 1 号線	小俣町明野地内		
	小俣町明野地内		
元町 25 号線	小俣町元町地内		
	小俣町明野地内		
相合 6 号線	小俣町相合地内		
	小俣町相合地内		
相合 7 号線	小俣町相合地内		
	小俣町相合地内		

相合 17 号線	小俣町相合地内		
	小俣町相合地内		
相合 23 号線	小俣町相合地内		
	小俣町相合地内		
相合 25 号線	小俣町相合地内		
	小俣町湯田地内		
相合 30 号線	小俣町相合地内		
	小俣町相合地内		

伊勢市告示第 27 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 22 年 4 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
新村 1-1 号線	小俣町新村地内		
	小俣町新村地内		
小俣明野 1-1 号線	小俣町明野地内		
	小俣町明野地内		
元町 25-1 号線	小俣町元町地内		
	小俣町明野地内		
元町 25-2 号線	小俣町明野地内		
	小俣町明野地内		
相合 6-1 号線	小俣町相合地内		
	小俣町相合地内		
相合 7-1 号線	小俣町相合地内		
	小俣町相合地内		

相合 17- 1 号線	小俣町相合地内		
	小俣町相合地内		
相合 23- 1 号線	小俣町相合地内		
	小俣町相合地内		
相合 25- 1 号線	小俣町相合地内		
	小俣町相合地内		
相合 25- 2 号線	小俣町相合地内		
	小俣町相合地内		
相合 30- 1 号線	小俣町相合地内		
	小俣町相合地内		

伊勢市告示第 28 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
下野町自治区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

平成 22 年 4 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前	竹 内 弘 武
	伊勢市下野町 684 番地 1
変更後	鈴 木 豊 司
	伊勢市下野町 668 番地

伊勢市告示第 29 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上條区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

平成 22 年 4 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 中 村 尚 司

伊勢市御薊町上條 1385 番地 1

変更後 藤 村 幸 八

伊勢市御薊町上條 1171 番地 11

伊勢市告示第 30 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、横輪町町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 22 年 4 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前	中 村 喜 代 治
	伊勢市横輪町 759 番地 2
変更後	中 西 利 和
	伊勢市横輪町 183 番地 1

伊勢市告示第 31 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
神薊町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

平成 22 年 4 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 浅 井 忠 興

伊勢市神薊町 446 番地

変更後 坂 口 久 幸

伊勢市神薊町 1091 番地

伊勢市告示第 32 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
村松町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定によ
り告示します。

平成 22 年 4 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 濱 口 義 彦

伊勢市東大淀町 20 番地 6

変更後 濱 口 忠 昭

伊勢市村松町 65 番地

伊勢市財政状況公表条例（平成17年伊勢市条例第48号）の規定により、平成22年3月末における本市の財政状況を、次のとおり公表します。
平成22年4月15日

伊勢市長 鈴木 健一

伊 勢 市 の 財 政

1 3月末における人口、世帯数、面積の状況（外国人登録を含む。）

人 口	134,049 人	（平成21年度現計予算1人当たり	343,549 円）
世 帯 数	53,406 世帯	（平成21年度現計予算1世帯当たり	862,307 円）
面 積	208.53 k㎡		

2 平成21年度一般会計予算の状況

（単位 千円）

歳 入					歳 出				
項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B)／(A) %	項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	支出済額 (B)	(B)／(A) %
市 税	15,750,000	34.2	15,689,762	99.6	議 会 費	330,838	0.7	325,016	98.2
地 方 譲 与 税	380,000	0.8	414,224	109.0	総 務 費	6,968,176	15.1	5,718,624	82.1
利 子 割 交 付 金	60,000	0.1	73,138	121.9	民 生 費	13,701,552	29.7	12,513,988	91.3
配 当 割 交 付 金	20,000	0.0	27,967	139.8	衛 生 費	4,360,041	9.5	3,803,739	87.2
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	2,000	0.0	14,193	709.7	労 働 費	118,726	0.3	110,242	92.9
地 方 消 費 税 交 付 金	1,180,000	2.6	1,286,095	109.0	農 林 水 産 業 費	1,272,560	2.8	704,846	55.4
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	20,000	0.0	20,340	101.7	商 工 費	224,097	0.5	195,345	87.2
自 動 車 取 得 税 交 付 金	130,001	0.3	143,925	110.7	観 光 費	293,457	0.6	256,671	87.5
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	49,615	0.1	49,615	100.0	土 木 費	5,690,898	12.4	4,651,255	81.7
地 方 特 例 交 付 金	227,736	0.5	227,736	100.0	消 防 費	2,696,581	5.8	2,018,281	74.8
地 方 交 付 税	9,147,047	19.9	9,393,471	102.7	教 育 費	4,752,087	10.3	3,574,568	75.2
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	21,900	0.0	23,427	107.0	災 害 復 旧 費	88,349	0.2	50,700	57.4
分 担 金 及 び 負 担 金	970,232	2.1	842,636	86.8	公 債 費	5,527,110	12.0	5,524,314	99.9
使 用 料 及 び 手 数 料	359,500	0.8	362,576	100.9	諸 支 出 金	2	0.0	0	0.0
国 庫 支 出 金	8,207,256	17.8	7,114,245	86.7	予 備 費	27,874	0.1	0	0.0
県 支 出 金	2,606,236	5.7	2,009,023	77.1					
財 産 収 入	86,294	0.2	88,865	103.0					
寄 附 金	31,733	0.1	33,313	105.0					
繰 入 金	705,717	1.5	35,841	5.1					
繰 越 金	541,638	1.2	541,638	100.0					
諸 収 入	867,843	1.9	653,658	75.3					
市 債	4,687,600	10.2	172,000	3.7					
合 計	46,052,348	100.0	39,217,688	85.2	合 計	46,052,348	100.0	39,447,589	85.7

※歳入の国庫支出金、県支出金、繰越金及び市債については、継続費通次繰越財源、繰越明許費財源及び事故繰越財源を、歳出の総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、観光費、土木費、消防費、教育費及び災害復旧費については、継続費通次繰越額、繰越明許費繰越額及び事故繰越額を含みます。

○ 市税の状況

(単位 千円)

項目	予算現額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B)／(A) %	備考
市民税	7,120,500	45.2	6,988,502	98.1	
固定資産税	6,704,044	42.6	6,791,409	101.3	
軽自動車税	246,000	1.6	254,456	103.4	
市たばこ税	663,455	4.2	624,464	94.1	
特別土地保有税	1	0.0	0	0.0	
入湯税	1,800	0.0	5,339	296.6	
都市計画税	1,014,200	6.4	1,025,592	101.1	
合計	15,750,000	100.0	15,689,762	99.6	

○ 歳出性質別内訳

(単位 千円)

項目	予算現額	構成割合 %	備考
消費的経費	28,238,001	61.4	
人件費	9,287,068	20.2	
物件費	6,530,904	14.2	※
維持補修費	312,294	0.7	
扶助費	6,944,844	15.1	
補助費等	5,162,891	11.2	※
投資的経費	6,446,374	14.0	
普通建設事業	6,358,025	13.8	※
災害復旧事業	88,349	0.2	※
失業対策事業	0	0.0	
その他の経費	11,367,973	24.6	
貸付金	25,726	0.0	
公債費	5,527,110	12.0	
投資及び 出資金	65,950	0.1	
積立金	52,433	0.1	
繰出金	5,668,880	12.3	
予備費	27,874	0.1	
合計	46,052,348	100.0	

※ 継続費通次繰越額及び繰越明許費繰越額を含みます。

3 平成21年度特別会計予算執行状況

(単位 千円)

会 計 別	予 算 現 額	収 入 済 額	支 出 済 額	備 考
国民健康保険特別会計	13,392,953	11,977,925	12,091,673	
老人保健医療特別会計	36,105	36,231	28,893	
後期高齢者医療特別会計	2,188,379	2,145,327	1,964,820	
介護保険特別会計	9,566,237	8,729,266	8,614,541	
住宅新築資金等貸付事業 特 別 会 計	51,098	51,031	50,795	
まちなみ保全事業特別会計	12,794	12,696	11,849	
農業集落排水事業特別会計	89,405	85,891	78,326	
土地取得特別会計	54,831	11,519	4,648	
合 計	25,391,802	23,049,886	22,845,545	

4 市債の状況

(単位 千円)

目 的 別		借 入 先 別		
一 般 会 計 債	43,737,399	政府資金	財 務 省	19,295,431
総 務 債	4,465,420		日 本 郵 政 公 社	4,068,085
民 生 債	693,924	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構		7,840,849
衛 生 債	877,921	三 重 県		155,226
労 働 債	5,626	共 済 組 合 等		835,906
農 林 水 産 業 債	1,551,670	銀 行 等		11,610,001
商 工 債	165,600			
土 木 債	15,655,376			
公 営 住 宅 債	894,647			
消 防 債	560,540			
教 育 債	4,466,425			
災 害 復 旧 債	37,060			
減 税 補 て ん 債	1,795,074			
臨 時 税 収 補 て ん 債	470,712			
臨 時 財 政 対 策 債	10,985,428			
臨 時 経 済 対 策 事 業 債	17,560			
借 換 債	1,094,416			
特 別 会 計 債	68,099			
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業 債	68,099			
合 計	43,805,498	合 計		43,805,498

5 一時借入金の状況

区 分	借入金残金	借入先	備 考
—	—	—	

6 市有財産の状況

区 分		現 在 高	備 考
土 地		3,916,732.43 m ²	
建 物		374,623.85 m ²	
動 産		4 個	
物 権		2,208.55 m ²	
基 金		17,231,974 千円	
有 価 証 券 ・ 出 資 金 等		1,148,703 千円	
物品取得価格50万円 以上のもの	車 両	332 台	
	そ の 他	512 点	
無 体 財 産 権		2 件	

参考 平成22年度当初予算

○ 一般会計

(単位 千円)

○ 歳出性質別内訳

(単位 千円)

歳 入			歳 出			項 目	予算現額	構成割合 %	備 考
項 目	予 算 額	構成割合 %	項 目	予 算 額	構成割合 %				
市 税	15,600,000	37.7	議 会 費	312,730	0.8	消 費 的 経 費	26,390,745	63.7	
地 方 譲 与 税	360,001	0.9	総 務 費	3,993,604	9.6	人 件 費	8,944,247	21.6	
利 子 割 交 付 金	40,000	0.1	民 生 費	15,500,236	37.4	物 件 費	6,141,538	14.8	
配 当 割 交 付 金	5,000	0.0	衛 生 費	4,149,154	10.0	維 持 補 修 費	214,192	0.5	
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	2,000	0.0	労 働 費	151,777	0.4	扶 助 費	8,597,056	20.8	
地 方 消 費 税 交 付 金	1,180,000	2.8	農 林 水 産 業 費	471,497	1.1	補 助 費 等	2,493,712	6.0	
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	20,000	0.1	商 工 費	144,510	0.4	投 資 的 経 費	3,646,990	8.8	
自 動 車 取 得 税 交 付 金	120,001	0.3	観 光 費	217,060	0.5	普 通 建 設 事 業	3,646,951	8.8	
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	49,000	0.1	土 木 費	4,056,444	9.8	災 害 復 旧 事 業	39	0.0	
地 方 特 例 交 付 金	220,000	0.5	消 防 費	2,088,142	5.0	失 業 対 策 事 業	0	0.0	
地 方 交 付 税	8,276,000	20.0	教 育 費	4,998,530	12.1	そ の 他 の 経 費	11,398,357	27.5	
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	24,000	0.1	災 害 復 旧 費	39	0.0	貸 付 金	15,661	0.0	
分 担 金 及 び 負 担 金	1,026,428	2.5	公 債 費	5,302,367	12.8	公 債 費	5,302,367	12.8	
使 用 料 及 び 手 数 料	348,275	0.8	諸 支 出 金	2	0.0	投 資 及 び 出 資 金	165,800	0.4	
国 庫 支 出 金	5,691,380	13.7	予 備 費	50,000	0.1	積 立 金	23,793	0.1	
県 支 出 金	2,448,071	5.9				繰 出 金	5,840,736	14.1	
財 産 収 入	55,252	0.1				予 備 費	50,000	0.1	
寄 附 金	24,003	0.1				合 計	41,436,092	100.0	
繰 入 金	46,104	0.1							
繰 越 金	50,000	0.1							
諸 収 入	552,077	1.3							
市 債	5,298,500	12.8							
合 計	41,436,092	100.0	合 計	41,436,092	100.0				

○ 市税

(単位 千円)

項 目	予算額	構成割合 %	備 考
市 民 税	6,833,511	43.8	
固 定 資 産 税	6,845,488	43.9	
軽 自 動 車 税	255,000	1.6	
市 た ば こ 税	630,000	4.1	
特別土地保有税	1	0.0	
入 湯 税	4,000	0.0	
都 市 計 画 税	1,032,000	6.6	
合 計	15,600,000	100.0	

○ 特別会計

(単位 千円)

会 計 別	予 算 額	備 考
国民健康保険特別会計	13,883,865	
老人保健医療特別会計	6,713	
後期高齢者療特別会計	2,249,457	
介護保険特別会計	9,937,608	
住宅新築資金等貸付事業 特 別 会 計	23,091	
農業集落排水事業特別会計	61,465	
土 地 取 得 特 別 会 計	201,001	
合 計	26,363,200	

伊勢市告示第 34 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

平成 22 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	桧尻川 22-1 号線	5.0	700.0
市 道	川端中須 22-2 号線	6.0~10.5	225.0
市 道	川端中須 22-3 号線	4.0~10.2	108.0
市 道	北明野 22-4 号線	4.0~6.0	208.1
市 道	北明野 22-5 号線	4.0~7.0	30.5
市 道	北明野 22-6 号線	4.0~9.0	22.4
市 道	北明野 22-7 号線	5.0~9.0	77.1
市 道	北明野 22-8 号線	4.0~8.0	110.2
市 道	北明野 22-9 号線	4.0~8.2	88.8

区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から2週間

伊勢市告示第 35 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 22 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
川端中須 22-2 号線	川端町字通柳 41 番 2 地先から 中須町字西ノ側 493 番 2 地先まで
川端中須 22-3 号線	中須町字西ノ側 504 番 2 地先から 中須町字西ノ側 503 番 2 地先まで
北明野 22-4 号線	小俣町明野 541 番 3 地先から 小俣町明野 541 番 3 地先まで
北明野 22-5 号線	小俣町明野 541 番 3 地先から 小俣町明野 541 番 3 地先まで
北明野 22-6 号線	小俣町明野 541 番 3 地先から 小俣町明野 541 番 3 地先まで
北明野 22-7 号線	小俣町明野 541 番 3 地先から 小俣町明野 541 番 3 地先まで
北明野 22-8 号線	小俣町明野 541 番 3 地先から 小俣町明野 541 番 3 地先まで
北明野 22-9 号線	小俣町明野 541 番 3 地先から 小俣町明野 541 番 3 地先まで

供用開始の期日 平成 22 年 4 月 15 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 36 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 22 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	供用開始の区間
伊勢玉城線	上地町字湯田 4970 番地先から 上地町字湯田 4970 番地先まで

供用開始の期日 平成 22 年 4 月 15 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 37 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

平成 22 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	新村 1 - 1 号線	4.6~5.8	673.5
市 道	小俣明野 1 - 1 号線	5.0~5.5	677.6
市 道	元町 25 - 1 号線	4.0~14.0	1539.0
市 道	元町 25 - 2 号線	5.0	390.0
市 道	相合 6 - 1 号線	3.7~9.0	440.3
市 道	相合 7 - 1 号線	3.5~4.0	389.0
市 道	相合 17 - 1 号線	3.5~7.0	401.8
市 道	相合 23 - 1 号線	2.1~10.5	465.6
市 道	相合 25 - 1 号線	3.7~10.8	164.0
市 道	相合 25 - 2 号線	5.0~10.4	412.1
市 道	相合 30 - 1 号線	4.7	227.3

区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所	伊勢市都市整備部維持課
縦覧する期間	告示の日から2週間

伊勢市告示第 38 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 22 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
新村 1 - 1 号線	小俣町新村 245 番 1 地先から 小俣町新村 223 番 2 地先まで
小俣明野 1 - 1 号線	小俣町明野 1413 番 3 地先から 小俣町明野 1380 番地先まで
元町 25 - 1 号線	小俣町元町 192 番地 3 先から 小俣町明野 1366 番地先まで
元町 25 - 2 号線	小俣町明野 1881 番 1 地先から 小俣町明野 1919 番地先まで
相合 6 - 1 号線	小俣町相合 220 番地先から 小俣町相合 136 番地先まで
相合 7 - 1 号線	小俣町相合 198 番地先から 小俣町相合 156 番地先まで
相合 17 - 1 合線	小俣町相合 1222 番 2 地先から 小俣町相合 1319 番地先まで

相合 23-1 号線	小俣町相合 1115 番地先から 小俣町相合 1222 番 2 地先まで
相合 25-1 号線	小俣町相合 1198 番地 2 先から 小俣町相合 1193 番地先まで
相合 25-2 号線	小俣町湯田 28 番 2 地先から 小俣町湯田 127 番 1 地先まで
相合 30-1 号線	小俣町相合 172 番 4 地先から 小俣町相合 167 番 2 地先まで

供用開始の期日 平成 22 年 4 月 15 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

平成22年4月14日執行の豊浜土地改良区総代選挙における候補者として、下記のとおり届出がありました。

平成22年4月8日

豊浜土地改良区総代選挙
第1選区選挙長 廣垣 肇

記

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	候補者氏名	性 別	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業
1	4.8	本人	奥野 吉勢	男	伊勢市西豊浜町 1569番地	S24.3.15	61	無所属	農協職員
2	4.8	本人	梶野 和憲	男	伊勢市西豊浜町 1453番地	S21.10.31	63	無所属	農 業
3	4.8	本人	中西 正行	男	伊勢市西豊浜町 670番地	S21.7.3	63	無所属	農 業
4	4.8	本人	中西 孝夫	男	伊勢市西豊浜町 1318番地	S22.10.3	62	無所属	農 業
5	4.8	本人	中西 貞秋	男	伊勢市西豊浜町 1447番地	S22.9.10	62	無所属	会社員
6	4.8	本人	中西 昇	男	伊勢市西豊浜町 1473番地	S22.3.9	63	無所属	農 業
7	4.8	本人	中西 章	男	伊勢市西豊浜町 1537番地	S26.8.2	58	無所属	農 業
8	4.8	本人	日置 辻男	男	伊勢市西豊浜町 1456番地	S21.11.10	63	無所属	農 業
9	4.8	本人	藤原 建治	男	伊勢市西豊浜町 661番地	S20.9.2	64	無所属	農 業
10	4.8	本人	藤原 久男	男	伊勢市西豊浜町 1323番地3	S27.3.1	58	無所属	農 業
11	4.8	本人	藤原 晃久	男	伊勢市西豊浜町 1464番地	S21.10.19	63	無所属	無 職
12	4.8	本人	藤原 参雄	男	伊勢市西豊浜町 1529番地	S22.10.24	62	無所属	施設職員
13	4.8	本人	大仲 和志	男	伊勢市西豊浜町 1871番地	S26.1.17	59	無所属	大 工
14	4.8	本人	大仲 和男	男	伊勢市西豊浜町 1876番地	S25.1.24	60	無所属	会社員
15	4.8	本人	大仲 正美	男	伊勢市西豊浜町 1892番地	S21.11.19	63	無所属	農 業
16	4.8	本人	大仲 悟	男	伊勢市西豊浜町 1894番地	S24.10.18	60	無所属	農 業
17	4.8	本人	楠木 義夫	男	伊勢市西豊浜町 1915番地	S26.2.15	59	無所属	農 業
18	4.8	本人	中西 正治	男	伊勢市西豊浜町 1893番地1	S24.11.24	60	無所属	農 業
19	4.8	本人	廣垣 長八	男	伊勢市西豊浜町 1827番地	S25.2.1	60	無所属	農 業
20	4.8	本人	廣垣 輝男	男	伊勢市西豊浜町 2179番地	S26.12.10	58	無所属	自営業
21	4.8	本人	森井 義則	男	伊勢市西豊浜町 1907番地	S25.4.26	59	無所属	農 業
22	4.8	本人	佐々木 一則	男	伊勢市西豊浜町 3077番地	S33.1.16	52	無所属	会社員
23	4.8	本人	佐々木 茂と	男	伊勢市西豊浜町 3671番地	S33.3.2	52	無所属	会社員
24	4.8	本人	佐々木 源武	男	伊勢市西豊浜町 3681番地2	S26.3.31	59	無所属	農 業
25	4.8	本人	野呂 晶実	男	伊勢市西豊浜町 3067番地	S24.12.20	60	無所属	農 業
26	4.8	本人	野呂 勝治	男	伊勢市西豊浜町 3683番地2	S28.1.20	57	無所属	会社員
27	4.8	本人	杉浦 健三	男	伊勢市植山町 59番地	S29.1.29	56	無所属	農 業
28	4.8	本人	田畑 晃	男	伊勢市植山町 39番地1	S27.1.4	58	無所属	農 業
29	4.8	本人	奥田 善通	男	伊勢市磯町 520番地	S21.11.29	63	無所属	会社員
30	4.8	本人	奥山 勉	男	伊勢市磯町 936番地3	S23.7.13	61	無所属	農 業
31	4.8	本人	楠 治一	男	伊勢市磯町 1079番地	S23.10.18	61	無所属	会社員
32	4.8	本人	安井 正登	男	伊勢市磯町 598番地	S23.4.27	61	無所属	会社員
33	4.8	本人	楠木 晴久	男	伊勢市有滝町 2939番地	S24.4.15	61	無所属	農 業
34	4.8	本人	高橋 辰次	男	伊勢市有滝町 266番地2	S4.5.23	80	無所属	農 業
35	4.8	本人	天白 秋男	男	伊勢市有滝町 242番地3	S2.10.28	82	無所属	農 業

平成22年4月14日執行の豊浜土地改良区総代選挙における候補者として、下記のとおり届出がありました。

平成22年4月8日

豊浜土地改良区総代選挙
第2選挙区選挙長 中村 文弘

記

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	性 別	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業
1	4.8	本人	かどや 幸保 角屋 幸保	男	伊勢市東豊浜町 1174番地	S25.9.6	59	無所属	農業
2	4.8	本人	なかせこ 忠 中世古 忠	男	伊勢市東豊浜町 1101番地	S22.7.24	62	無所属	農業
3	4.8	本人	なかせこ 好史 中世古 好史	男	伊勢市東豊浜町 1109番地	S23.2.26	62	無所属	農業
4	4.8	本人	なかせこ 大助 中世古 大助	男	伊勢市東豊浜町 1143番地	S28.12.30	56	無所属	農業
5	4.8	本人	やまなか 一好 山中 一好	男	伊勢市東豊浜町 3604番地	S21.10.2	63	無所属	無職
6	4.8	本人	やまなか 秋政 山中 秋政	男	伊勢市東豊浜町 1140番地	S23.8.23	61	無所属	建築業
7	4.8	本人	あらか 利弘 荒木 利弘	男	伊勢市東豊浜町 1527番地	S29.1.24	56	無所属	農業
8	4.8	本人	おおにし 巖 大西 巖	男	伊勢市東豊浜町 1600番地 1	S17.8.24	67	無所属	農業
9	4.8	本人	つじい 一郎 辻井 一郎	男	伊勢市東豊浜町 4498番地	S47.9.22	37	無所属	農業
10	4.8	本人	なかむら 尚平 中村 尚平	男	伊勢市東豊浜町 3561番地	S18.6.20	66	無所属	農業
11	4.8	本人	なかむら 斌 中村 斌	男	伊勢市東豊浜町 1426番地	S11.11.28	73	無所属	農業
12	4.8	本人	なかむら 猛 中村 猛	男	伊勢市東豊浜町 4447番地	S37.8.18	47	無所属	農業
13	4.8	本人	なかむら 信男 中村 信男	男	伊勢市東豊浜町 1612番地	S17.8.9	67	無所属	農業
14	4.8	本人	やまだ 信人 山田 信人	男	伊勢市東豊浜町 1534番地	S33.3.16	52	無所属	農業
15	4.8	本人	なかむら 政行 中村 政行	男	伊勢市東豊浜町 1653番地	S23.8.29	61	無所属	農業
16	4.8	本人	いとう 隆徳 伊藤 隆徳	男	伊勢市榎原町 161番地	S50.12.11	34	無所属	農業
17	4.8	本人	うきょう 弘行 右京 弘行	男	伊勢市榎原町 153番地	S35.3.17	50	無所属	農業
18	4.8	本人	うきょうさいいちろう 右京 幸一郎	男	伊勢市榎原町 180番地 1	S23.12.15	61	無所属	農業
19	4.8	本人	さかもと 博文 坂本 博文	男	伊勢市榎原町 181番地	S23.2.13	62	無所属	農業
20	4.8	本人	みなみ よしお 南 義雄	男	伊勢市榎原町 171番地	S23.10.22	61	無所属	農業

豊浜土改選第1選区選挙長告示第2号

平成22年4月14日執行の豊浜土地改良区総代選挙において、届出のあった候補者がその選挙における総代の定数を超えないため、投票は行いません。

平成22年4月8日

豊浜土地改良区総代選挙

第1選挙区選挙長 廣垣 肇

豊浜土改選第1選区選挙長告示第3号

平成22年4月14日執行の豊浜土地改良区総代選挙における選挙会の日時及び場所を、
下記のとおり定めます。

平成22年4月8日

豊浜土地改良区総代選挙

第1選挙区選挙長 廣垣 肇

記

- | | | | |
|---|-----|---------------------------------|-------|
| 1 | 日 時 | 平成22年4月14日（水） | 午前10時 |
| 2 | 場 所 | 伊勢市西豊浜町3044番地
豊浜地区コミュニティセンター | |

平成22年4月14日執行の豊浜土地改良区総代選挙における候補者として、下記のとおり届出がありました。

平成22年4月8日

豊浜土地改良区総代選挙
第2選挙区選挙長 中村 文弘

記

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	性 別	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業
1	4.8	本人	かどや 幸保 角屋 幸保	男	伊勢市東豊浜町 1174番地	S25.9.6	59	無所属	農業
2	4.8	本人	なかせ 忠 中世古 忠	男	伊勢市東豊浜町 1101番地	S22.7.24	62	無所属	農業
3	4.8	本人	なかぜ 好史 中世古好史	男	伊勢市東豊浜町 1109番地	S23.2.26	62	無所属	農業
4	4.8	本人	なかぜ 大助 中世古大助	男	伊勢市東豊浜町 1143番地	S28.12.30	56	無所属	農業
5	4.8	本人	やまなか 一好 山中 一好	男	伊勢市東豊浜町 3604番地	S21.10.2	63	無所属	無職
6	4.8	本人	やまなか 秋政 山中 秋政	男	伊勢市東豊浜町 1140番地	S23.8.23	61	無所属	建築業
7	4.8	本人	あらか 利弘 荒木 利弘	男	伊勢市東豊浜町 1527番地	S29.1.24	56	無所属	農業
8	4.8	本人	おおにし 巖 大西 巖	男	伊勢市東豊浜町 1600番地1	S17.8.24	67	無所属	農業
9	4.8	本人	つじい 一郎 辻井 一郎	男	伊勢市東豊浜町 4498番地	S47.9.22	37	無所属	農業
10	4.8	本人	なかむら 尚平 中村 尚平	男	伊勢市東豊浜町 3561番地	S18.6.20	66	無所属	農業
11	4.8	本人	なかむら 斌 中村 斌	男	伊勢市東豊浜町 1426番地	S11.11.28	73	無所属	農業
12	4.8	本人	なかむら 猛 中村 猛	男	伊勢市東豊浜町 4447番地	S37.8.18	47	無所属	農業
13	4.8	本人	なかむら 信男 中村 信男	男	伊勢市東豊浜町 1612番地	S17.8.9	67	無所属	農業
14	4.8	本人	やまだ 信人 山田 信人	男	伊勢市東豊浜町 1534番地	S33.3.16	52	無所属	農業
15	4.8	本人	なかむら 政行 中村 政行	男	伊勢市東豊浜町 1653番地	S23.8.29	61	無所属	農業
16	4.8	本人	いとう 隆徳 伊藤 隆徳	男	伊勢市榎原町 161番地	S50.12.11	34	無所属	農業
17	4.8	本人	うきょう 弘行 右京 弘行	男	伊勢市榎原町 153番地	S35.3.17	50	無所属	農業
18	4.8	本人	うきょう 幸一郎 右京 幸一郎	男	伊勢市榎原町 180番地1	S23.12.15	61	無所属	農業
19	4.8	本人	さかもと 博文 坂本 博文	男	伊勢市榎原町 181番地	S23.2.13	62	無所属	農業
20	4.8	本人	みなみ 義雄 南 義雄	男	伊勢市榎原町 171番地	S23.10.22	61	無所属	農業

豊浜土改選第2選区選挙長告示第2号

平成22年4月14日執行の豊浜土地改良区総代選挙において、届出のあった候補者がその選挙における総代の定数を超えないため、投票は行いません。

平成22年4月8日

豊浜土地改良区総代選挙
第2選挙区選挙長 中村 文弘

豊浜土改選第2選区選挙長告示第3号

平成22年4月14日執行の豊浜土地改良区総代選挙における選挙会の日時及び場所を、
下記のとおり定めます。

平成22年4月8日

豊浜土地改良区総代選挙
第2選挙区選挙長 中村 文弘

記

- 1 日 時 平成22年4月14日（水） 午前10時
- 2 場 所 伊勢市西豊浜町3044番地
豊浜地区コミュニティセンター

伊勢市選管告示第 16 号

平成 22 年 4 月 21 日執行予定の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 2 項の規定による選挙人名簿への被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日並びに第 23 条の規定による縦覧に供する日及び場所を、下記のとおり定めます。

平成 22 年 4 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

- | | |
|-----------------------|--|
| 1 被登録資格の決定
の基準となる日 | 平成 22 年 4 月 15 日
(ただし、年齢要件の基準については平成 22 年
4 月 21 日現在満二十年以上の者とする) |
| 2 登録を行う日 | 平成 22 年 4 月 15 日 |
| 3 縦覧に供する日 | 平成 22 年 4 月 16 日
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで |
| 4 縦覧の場所 | 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室 |

伊勢市選管告示第 17 号

平成 22 年 4 月 21 日執行予定の伊勢市岡本町財産区議会議員選挙における候補者届
出書等の提出場所を、下記のとおり定めます。

平成 22 年 4 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木 市 郎

記

提出場所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号
岡本会館 1 階事務室

伊勢市選管告示第 18 号

平成 22 年 6 月 1 日現在で調製の公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条
第 1 項にかかる永久選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 22 年 4 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

縦覧場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室
(休日は、本庁舎 1 階守衛室)

(参 考)

縦覧期間 6 月 3 日（木）から同月 7 日（月）までの 5 日間
(公職選挙法第 23 条)

伊勢市選管告示第 19 号

平成 22 年 4 月 19 日任期満了の豊浜土地改良区総代選挙について、下記のとおり
執行します。

平成 22 年 4 月 7 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市郎

記

- 1 選挙期日 平成 22 年 4 月 14 日 (水)
- 2 投票時間 午前 9 時から午後 3 時まで
- 3 選挙すべき総代数 55 人

第 1 選挙区 (豊浜西工区及び有滝町、小俣町) 35 人
第 2 選挙区 (豊浜東工区及び御菌町) 20 人

伊勢市選管告示第 20 号

平成 22 年 4 月 14 日執行の豊浜土地改良区総代選挙における選挙長の行う告示は、
伊勢市公告式条例によります。

平成 22 年 4 月 7 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市郎

伊勢市選管告示第 21 号

平成 22 年 4 月 14 日執行の豊浜土地改良区総代選挙における候補者届出書等の提出場所を、下記のとおり定めます。

平成 22 年 4 月 7 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市郎

記

提出場所 伊勢市西豊浜町 3044 番地
豊浜地区コミュニティセンター内
豊浜土地改良区事務所

伊勢市選管告示第 22 号

平成 22 年 4 月 14 日執行の豊浜土地改良区総代選挙における候補者届出書等の様式を、下記のとおり定めます。

平成 22 年 4 月 7 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市郎

記

1 候補者届出書

公職選挙法施行規則別記第 19 号様式のうち添付書類欄を除き横書きとし、これを準用します。

2 候補者辞届出書

公職選挙法施行規則別記第 16 号様式の 17 を横書きとし、これを準用します。

伊勢市選管告示第 23 号

平成 22 年 4 月 14 日執行の豊浜土地改良区総代選挙に用いる投票用紙等に押すべき印を、下記のとおり定めます。

平成 22 年 4 月 7 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市郎

記

伊勢市選管告示第 24 号

平成 22 年 4 月 14 日執行の豊浜土地改良区総代選挙における選挙長及び同職務代理者を、下記のとおり選任しました。

平成 22 年 4 月 7 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市郎

記

選挙区	選挙長		選挙長の職務を代理すべき者	
	住所	氏名	住所	氏名
第 1	伊勢市 西豊浜町 1849 番地	廣垣 肇	伊勢市 西豊浜町 1542 番地	奥野 正生
第 2	伊勢市 東豊浜町 1307 番地	中村 文弘	伊勢市 東豊浜町 1260 番地	大陽勇治郎

伊勢市選管告示第 25 号

平成 22 年 4 月 14 日執行の豊浜土地改良区総代選挙における選挙立会人を、下記
のとおり選任しました。

平成 22 年 4 月 7 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市郎

記

選挙区	選挙立会人			
	住所	氏名	住所	氏名
第 1	伊勢市 西豊浜町 747 番地 2	藤原 誠	伊勢市 磯町 1076 番地	永井 勝彦
第 2	伊勢市 東豊浜町 1510 番地	早川 重造	伊勢市 東豊浜町 1496 番地	南端 孝明

伊勢市選管告示第 26 号

豊浜土地改良区総代選挙における投票用紙の様式を別紙のとおり
定めます。

平成 22 年 4 月 7 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木 市郎

平成二十二年
執行 豊浜土地改良区総代選挙投票

○ 注意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

伊勢市
選挙管理
委員会印

候補者氏名

--

伊勢市選管告示第 27 号

平成 22 年 4 月 14 日執行の豊浜土地改良区総代選挙において、土地改良法施行令第 21 条第 1 項の規定による当選人の報告を受け、同令第 22 条第 2 項の規定により当選証書を付与しましたので、同令第 21 条第 2 項の規定並びに同令第 22 条第 2 項の規定により、下記のとおりその者の住所及び氏名を告示します。

平成22年 4 月 15 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木 市郎

記

豊浜土地改良区総代選挙当選人

別紙当選人一覧表のとおり

豊浜土地改良区総代選挙当選人一覧表

第1選挙区（定数35人 当選人35人）

住 所	氏 名	住 所	氏 名
伊勢市西豊浜町 1569番地	奥野 吉勢	伊勢市西豊浜町 1827番地	廣垣 長八
伊勢市西豊浜町 1453番地	梶野 和憲	伊勢市西豊浜町 2179番地	廣垣 輝男
伊勢市西豊浜町 670番地	中西 正行	伊勢市西豊浜町 1907番地	森井 義則
伊勢市西豊浜町 1318番地	中西 孝夫	伊勢市西豊浜町 3077番地	佐々木 一則
伊勢市西豊浜町 1447番地	中西 貞秋	伊勢市西豊浜町 3671番地	佐々木 茂人
伊勢市西豊浜町 1473番地	中西 昇	伊勢市西豊浜町 3681番地 2	佐々木 源武
伊勢市西豊浜町 1537番地	中西 章	伊勢市西豊浜町 3067番地	野呂 晶実
伊勢市西豊浜町 1456番地	日置 辻男	伊勢市西豊浜町 3683番地 2	野呂 勝治
伊勢市西豊浜町 661番地	藤原 建治	伊勢市植山町 59番地	杉浦 健三
伊勢市西豊浜町 1323番地 3	藤原 久男	伊勢市植山町 39番地 1	田畑 晃
伊勢市西豊浜町 1464番地	藤原 晃久	伊勢市磯町 520番地	奥田 善通
伊勢市西豊浜町 1529番地	藤原 参雄	伊勢市磯町 936番地 3	奥山 勉
伊勢市西豊浜町 1871番地	大仲 和志	伊勢市磯町 1079番地	楠 治一
伊勢市西豊浜町 1876番地	大仲 和男	伊勢市磯町 598番地	安井 正登
伊勢市西豊浜町 1892番地	大仲 正美	伊勢市有滝町 2939番地	楠木 晴久
伊勢市西豊浜町 1894番地	大仲 悟	伊勢市有滝町 266番地2	高橋 辰次
伊勢市西豊浜町 1915番地	楠木 義夫	伊勢市有滝町 242番地3	天白 秋男
伊勢市西豊浜町 1893番地 1	中西 正治		

第2選挙区（定数20人 当選人20人）

住 所	氏 名	住 所	氏 名
伊勢市東豊浜町 1174番地	角屋 幸保	伊勢市東豊浜町 1426番地	中村 斌
伊勢市東豊浜町 1101番地	中世古 忠	伊勢市東豊浜町 4447番地	中村 猛
伊勢市東豊浜町 1109番地	中世古好史	伊勢市東豊浜町 1612番地	中村 信男
伊勢市東豊浜町 1143番地	中世古大助	伊勢市東豊浜町 1534番地	山田 信人
伊勢市東豊浜町 3604番地	山中 一好	伊勢市東豊浜町 1653番地	中村 政行
伊勢市東豊浜町 1140番地	山中 秋政	伊勢市檜原町 161番地	伊藤 隆徳
伊勢市東豊浜町 1527番地	荒木 利弘	伊勢市檜原町 153番地	右京 弘行
伊勢市東豊浜町 1600番地 1	大西 巖	伊勢市檜原町 180番地 1	右京幸一郎
伊勢市東豊浜町 4498番地	辻井 一郎	伊勢市檜原町 181番地	坂本 博文
伊勢市東豊浜町 3561番地	中村 尚平 ²¹²	伊勢市檜原町 171番地	南 義雄

伊勢市上下水道事業告示第 18 号

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 33 条の 2 の規定に基づき、水道料金及び下水道使用料等の収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)第 26 条の 4 第 1 項の規定により告示します。

平成 22 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納に関する事務の委託をする者

所在地	名称
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
東京都品川区大崎一丁目11番2号	株式会社ローソン
東京都豊島区東池袋3丁目1番1号	株式会社ファミリーマート
東京都千代田区岩本町3丁目10番1号	株式会社デイリーヤマザキ
東京都中央区晴海2丁目5番24号	株式会社サークルKサンクス
東京都千代田区神田錦町1丁目1番地	ミニストップ株式会社
茨城県土浦市小松2丁目13番1号	株式会社ココストア イースト
神奈川県横浜市中区日本大通17番地	株式会社スリーエフ
東京都中央区日本橋1丁目1番1号	国分グローサーズチェーン株式会社
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地1	株式会社ポプラ
熊本市流通団地2丁目11番地	株式会社ココストア ウェスト
札幌市中央区南9条西5丁目421番地	株式会社セイコーマート
群馬県前橋市亀里町900番地	株式会社セーブオン
愛知県名古屋市中区栄1丁目7番34号	株式会社ココストア
兵庫県尼崎市潮江1丁目2番12号	株式会社ジェイアール西日本デイリーサービスネット
東京都港区港南1丁目2番12号	株式会社 しんきん情報サービス
岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地	株式会社システムアイシー
岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地	株式会社電算システム

2 委託期間

平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

伊勢市上下水道事業告示第 19 号

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 33 条の 2 の規定に基づき、
下水道事業受益者負担金等の徴収に関する事務の一部を次のとおり委託し
たので、地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)第 26 条の 4 第
1 項の規定により告示します。

平成 22 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 徴収に関する業務を委託した者

愛知県名古屋市中村区椿町 1 番 1 6 号

株式会社タカダ 中部支店

2 委託期間

平成 22 年 4 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日まで

伊勢市上下水道事業告示第 20 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 22 年 4 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
337	池山管設備	度会郡玉城町岩出 988 番地	平成 22 年 4 月 8 日
338	ホームサービストミ ヤマ	伊勢市小俣町湯田 714 番地 3	平成 22 年 4 月 8 日
339	辻岡工業	松阪市嬉野黒野町 144 番地	平成 22 年 4 月 8 日

伊勢市上下水道事業告示第 2 1 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 22 年 4 月 16 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口にて備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 22 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
平成 22 年 5 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
二見町西、二見町溝口の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市教育委員会告示第4号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成22年4月12日

伊勢市教育委員会

委員長 岡本 國孝

記

- 1 日 時 平成22年4月19日（月）午後7時
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件

議案第12号 伊勢市立学校における学校運営協議会委員の任命について

伊勢市公告第 21 号

都市公園の廃止について

次のとおり都市公園を廃止するので、伊勢市都市公園条例（平成 17 年伊勢市条例第 159 号）第 15 条の規定により公告します。

平成 22 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 廃止する都市公園の名称及び位置

名 称	位 置
三津公園	伊勢市二見町三津神田 248 番、248 番 1、248 番 2、251 番、251 番 1、251 番 2、252 番、253 番、254 番及び 254 番 1

2 廃止に係る区域

別図のとおり

「別図」は省略し、伊勢市都市整備部維持課において縦覧に供します。

3 廃止の期日 平成 22 年 4 月 1 日

伊勢市公告第 22 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 22 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市 小俣町元町	雑種	白	雌	中	91 日 以上	第一発見場所 は小俣町宮前

2 抑留した日 平成 22 年 3 月 30 日

3 抑留期限 平成 22 年 4 月 6 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 23 号

伊勢市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次により縦覧に供します。

本市に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見があるときは、平成 22 年 5 月 7 日までに市に意見書を提出することができます。当該農業振興地域整備計画を変更したときは、提出された意見書の要旨及び処理の結果を併せて公告します。

当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは、平成 22 年 5 月 7 日の翌日から起算して 15 日以内に市にこれを申し出ることができます。

平成 22 年 4 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間
自 平成 22 年 4 月 7 日
至 平成 22 年 5 月 7 日

- 2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所、意見書の提出先及び異議の申出先
伊勢市産業観光部 農林水産課 伊勢市御薮総合支所 1 階

郵送 〒516-8501

伊勢市御薗町長屋 1221 番地 伊勢市役所 農林水産課

ファクシミリ 0596-21-5605

電子メール nourin@city.ise.mie.jp

3 意見書の提出方法、提出にあたっての留意事項

意見書は、住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、上記提出先に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

4 異議の申出方法、申出にあたっての留意事項

申出書は、住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、上記申出先に直接持参するか郵送により申出してください。

伊勢市公告第 24 号

公 示 送 達

下記の者の平成 21 年度後期高齢者医療保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 22 年 4 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
鹿海 稔久	伊勢市小木町 416 番地 1	2538650